

出席委員 天利委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、横手委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 菊地環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹、中島主査
大山環境課長、尾畑主幹、椎野主査、中野主査、阿久津主任主事
富田農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、前田主査
黒木都市建設部長、勝又道路課長、栢沼副技幹、彦坂副技幹
飯田下水道課長、西島副技幹、山本副技幹、江川主任主事
畠山都市計画課長、小林副技幹、大鷲主査、石黒主査
廣田拠点づくり部長、臼井倉見拠点づくり課長、川部副主幹、廣田主任主事
飯尾田端拠点づくり課長、野地副主幹、大野主査
中村寒川駅周辺整備事務所長、藤井副主幹
石川会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹
芹澤選挙管理委員会事務局書記長、広田主査
磯崎監査委員事務局長、松田主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第44号 令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第45号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第46号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第47号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第48号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和4年9月15日

午前9時00分 開会

【天利委員長】 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより、決算特別委員会3日目を開始したいと思います。昨日まで2日間、夜遅くまでお疲れさまでございました。時間が限られた時間の中で審査をするわけでございますので、改めまして、委員の皆様には、簡潔明瞭な質疑をよろしくお願いをいたします。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、3日目、朝一番、環境経済部産業振興課の審議に入ります。

執行部の説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 改めまして、おはようございます。それでは、これより環境経済部所管の3課の令和3年度決算についての審査をお願いいたします。

最初に、産業振興課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、原田産業振興課長より、質問につきましては、出席職員により対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【天利委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部産業振興課所管の令和3年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算特別委員会説明資料によりまして、ご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書は83、84ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

勤労者対策の充実事業費、勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金は、湘南地域労働者福祉協議会への補助金でございます。なお、例年交付しておりました湘南地区メーデー実行委員会への補助金及び湘南地区障害者卓球大会への負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施方法の見直しや中止となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代でございます。昨年度は技能功労者2名、優秀技能者4名の合計6名の方を表彰させていただきました。

負担金補助及び交付金の、まず負担金でございますが、ハローワークと藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市と連携協力し、毎年1月に開催しております、湘南合同就職面接会の負担金3万2,000円で、ハローワーク藤沢管内の16の企業が参加し、76名の求職者の参加がございました。

次に補助金でございますが、タブレット資料13ページも併せてご覧ください。事業所に勤務し、新たに町内に住宅を取得した勤労者に対して商品券を交付する事業となります、勤労者個人住宅取得奨励金、こちらは、187件の交付決定をいたしております。

なお、当初予算額につきましては700万円ございましたが、235万円の予備費充用をさせていただいております。

備考欄につきまして、申し訳ございません。1点訂正がございます。個人住宅、並びに、利子の申請が見込みより少ないとなっておりますが、誤記でございました。個人住宅の部分については、削除のほうをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

次に、勤労者教育資金利子補助金につきましては、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金の融資利子の一部について補助したもので、実績は5件でございました。

貸付金につきましては、勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付金資金として中央労働金庫に預託したもので、融資枠は3倍協調となっております。なお、3年度末における貸付けの件数は、合計で33件となっております。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35ページから38ページ、社会資本整備総合交付金につきましては、勤労者個人住宅取得奨励事業に充てております。また、歳入番号②、決算書45、46ページ、貸付金元利収入につきましては、勤労者向けの生活資金融資の貸付け資金として中央労働金庫に預託した資金で、貸付金の勤労者福利資金預託金へ充てております。

続きまして、決算書は85、86ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレット資料は4ページでございます。職員給与費につきましては、部長を含めました職員10名分の人件費でございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、市町村移譲事務交付金は、神奈川県から移譲を受けております事業に対する交付金で、給料に充てております。

次に、決算書は87、88ページ、タブレット資料5ページをご覧ください。2目商工業振興費商業の振興事業費、商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。商業振興事業費でございます。

まず、報償費につきましては、有料小売店舗の町長表彰に伴う記念品の購入を予定しておりましたが、上位表彰となります県の表彰が、コロナウイルス感染症拡大の影響から中止となったことから、町の表彰も同様に中止することということとなりましたので、予算の執行はございませんでした。

次に、負担金補助及び交付金につきまして、まず、負担金でございますが、成長意欲のある企業の発掘などを目的として、湘南産業振興財団が実施しております湘南ビジネスコンテストへの負担金2万5,000円でございます。

続きまして、補助金でございますが、補助金等の説明資料14ページも併せてごらんください。商工会補助金は、町商工業の総合振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行ったものでございます。

この補助金は例年、地域活性化事業として、商業振興や労務対策など、事業に対する補助としておりましたが、令和3年度につきましては、寒川町におけるビジネスホテル立地可能性検討調査も併せて補助をしております。

これらの調査結果につきましては、既にご報告させていただいておりますが、町内におけるホテルの立地の可能性につきましては、現状では、駅前など従来型のビジネスホテル事業の実現の可能性は低いこと、また、ロードサイド型のホテルであれば実現の可能性はありますが、立地可能な用途地域の土地が少ないことなど、調査結果が報告されております。

また、町商工会からは、本年度実施しております、にぎわい交流創出ゾーンの調査の集積すべき施設の候補として、ホテル立地に向けた検討を進めていく旨の報告を受けております。

続きまして、商店街街路灯電灯料補助金でございますが、事業主体箇所は4商店会と記載されておりますが、北口商店会、倉見商店会、小谷商店会の3商店会に対して補助を交付させていただきましたので、ご訂正のほうをお願いいたします。

次に、商業振興と地域活性化を目的にスタンプラリーを実施いたしました、北口商店会に対する寒川町にぎわい創出支援事業補助金。

次に、町内の個店への誘客を促進するために、商業協同組合が実施しております、推薦カード事業への補助金、小規模事業者経営改善資金融資（マルケイ融資）を利用した企業に対する利子補助金で、実績は13件、次に、中小企業退職金共済掛金補助金は、中小企業の振興と従業員の雇用安定及び福祉の向

上のため、事業主が負担する退職金共済掛金の一部に対して補助を行ったもので、12社から43名分のご申請をいただいております。

次に、町内で創業を目指す方への新たなビジネスの創出や、創業者を支援する環境を整備するため、創業融資に関わる利子の一部を補助する創業者支援利子補助金、こちらは実績は2件でございました。

最後に、住宅リフォーム建設工事推進助成金でございますが、住宅をリフォームした町民の負担軽減と、地域経済の活性化を推進するため、住宅リフォーム等建設工事推進の助成を寒川町共通商品券で交付しております。

なお、実績といたしましては、令和2年度の81件から令和3年度は105件と増加となっており、消費金額の合計は1億3,263万円でございます。利用件数の増加につきましては、コロナ禍における巣籠もり需要があったものと考えておりまして、当初予算からの不足分につきましては、予備費からの充用をさせていただきました。

なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、社会福祉法、整備総合交付金を住宅リフォーム等建設工事推進助成事業の事業費に充てております。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。

企業支援推進事業費の報償費でございますが、中小企業支援のために配置いたしました、3名の中小企業診断士に対する謝礼でございます。

次に、需用費の消耗品費でございますが、地域経済コンシェルジュが、企業訪問に使用する名刺代でございます。

使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるように準備しております、市場情報評価ナビ、ミーナの使用料でございます。

次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、東日本工業都市の担当者の交流を通して、地域間企業ネットワークの推進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的に加入しております、産業のまちネットワーク推進協議会への負担金、3万円でございます。

続いて、補助金でございますが、補助金等の説明資料14ページも併せてご覧ください。

まず、エコノミックガーデニング推進協議会に対する補助金でございます。町内企業への支援を行っている関係機関との役割の共有を図ることによりまして、地域経済の成長と企業が活動しやすい環境づくりを行うことを目的に、毎年30万円の補助を行っておりましたが、令和3年度につきましては、協議会内の繰越額で対応したことから、補助金の交付はございませんでした。

次に、中小企業活性化事業補助金では、展示会やホームページの策定など、販路拡大に関わる事業費、7社、事業経営上有用な専門性の高い資格取得に対して、4社を対象といたしまして、合計で11社に対して交付をしております。

次に、町の中小企業事業資金融資や中小企業施設整備資金特別融資、また、県の小規模事業資金融資の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助しております中小企業信用保証料補助金、こちらは、実績は13件となっております。

次に、町の中小企業施設整備資金特別融資を利用した企業に対する利子補給を行った中小企業施設整

備資金特別融資利子補助金では、実績は9件となっております。

最後に、令和2年度より新規に実施しております中小企業事業資金融資利子補給金につきましては、13件に対しまして補助を行っております。

なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、貸付金でございますが、町内4金融機関にお願いしております、中小企業施設整備資金特別融資及び中小企業事業資金融資の預託金を貸付けたものでございます。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書45、46ページの貸付金元利収入につきましては、町内4金融機関へ、融資資金として預託した資金で、貸付金へ充てております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。企業等立地促進事業費の負担金補助及び交付金は、企業立地促進条例に基づきまして、県の企業立地促進融資を利用した企業に対する企業立地促進融資利子補助金を予算計上しております。昨年度につきましては、企業立地に伴う新規社員の雇用に対する企業立地雇用奨励金の申請がなかったため、予算の執行はございませんでした。

次に、タブレット資料の9ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。令和2年度に続きまして、昨年度も新型コロナウイルスの感染症の蔓延によりまして、町内事業者も大きな影響を受けております。こうしたことから、町ではより多くの町内企業を支援するため、国や県の支援対象とならないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する町独自の支援といたしまして、事業継続緊急支援給付金を実施いたしました。

まず、需用費の消耗品費でございますが、給付金のお知らせのための用紙の購入、印刷製本費につきましては、同給付金に関わる発送、返送用の封筒代でございます。

次に、役務費につきましては、発送時の郵送料金に対する手数料と各種制度周知のための民間紙への掲載料となっております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料15ページも併せてご覧ください。事業継続緊急支援給付金でございますが、個人事業主、小規模事業者、中小企業者に、区分ごとに令和3年1月から3月の売上げを対象とした第3弾と、令和3年8月から9月の売上げを対象とした第4弾をそれぞれ実施しております。合計で、延べ835件、835事業者に対しまして、給付金を交付しております。

なお、第3弾分につきましては、15ページの事業の概要に記載させていただきましたとおり、事業費の一部につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越明許分を活用させていただいております。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、新型コルウイルス感染症、地方創生臨時交付金につきましては、事業継続緊急支援給付金の事業費、第4弾分の一部に充てております。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。3目観光費、観光の振興事業費の観光事務経費でございますが、報償費は、町観光協会主催の写真コンクールの表彰に伴う、町長表彰としての記念品代で、観光事務経費の旅費は職員の出張に伴う普通旅費でございます。

需用費の光熱水費は、寒川北インター入り口に設置しております、案内看板に伴う電気使用料でございます。

最後に、役務費は、寒川駅にございます、周辺案内版等の建物共済保険料でございます。

次に、タブレット資料は11ページ、観光振興事業費の需用費の消耗品は、県内外で行っております観光誘客キャンペーン等の際に配布するノベルティーの購入代として予算計上をしておりましたが、コロナ禍という状況の中で、啓発物品の配布が困難なことからグッズの作成を見送ることとしております。

負担金補助及び交付金の負担金でございますが、県観光協会へ3万円、県観光振興対策協議会へ7万円をそれぞれ交付しております。

最後に補助金は、町観光協会に対する補助金で、観光ウォークや冬のひまわり事業などを実施するための経費でございます。

なお、さむかわ神楽まつり事業や、寒川びっちょり祭り事業の各実行委員会の事務局なども担っていたいておりますが、コロナ禍という状況の中で、様々な事業の中止や変更がございました。

以上で、産業振興課所管の令和3年度決算についての説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いたします。

【天利委員長】 ただいま産業振興課の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願をいたします。

青木委員。

【青木委員】 商業振興事業費、ここでいつも聞いていることなんですけども、実績は前年が、令和2年が81件、105件と増えていますよと。コロナの予備費充用があつてというのが要因ですということでした。今回、この増えたことによる経済効果というのを、まず、お聞きします。

それと、8ページの企業等立地促進事業費、こちらは企業を呼び込むための事業ということなんですけども、そうすると雇用を増やすという意味でも、その点、増やすという意味では重要ななと思っています。今回、なかったということ、該当企業がなかったという理由というのをまず、詳しくお聞かせください。

【天利委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点のご質問をいただいております。

1点目につきましては、リフォームの関係でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、実際に町内の事業者を使ってリフォームしていただいたことによって、対象の工事費の総合計になりますけども、影響額といたしましては、1億3,263万円ちょっと、1億3,263万円強の影響額がございました。リフォーム助成事業を実施しているから全てこの影響額がということになると、少し難しいところはございますけれども、町内のリフォーム業者を使っていただくことによって、これだけの事業効果が生まれております。

実際にアンケート調査とかもしております、その中で、もしリフォームの助成事業がなければ、町内の事業者を利用しましたかという中で、回答では大体3割ぐらいの方が町外に流れるような、例年状況となっておりますので、そういった部分が、この事業の影響額になってくるのかなというふうに考えております。

次に、企業立地のほうでございますが、こちらにつきましては、基本的には企業立地をしていただいて、新施設の建築等を行っていただく。その際に、新たに研究棟とかいろいろなものを建てた中で、町

内の方から雇用が生まれたという場合には、こちらの対象になってはくるんですが、今回については、そういった新たな雇用が生まれなかったということで、ご申請がなかったというような状況でございます。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 ベースでいったら1億3,000万、先ほども言われたんですが、確認したということで、1億3,263万、そのうち、3割が町外になるから、その点を防げたということがその効果かなということでした。そうすると、単純に件数からいくと1.5倍、増えていますよね、81から105なので。経済効果というか、その効果からいったら、1.5倍これは増えているのかということを確認させてください。額的に、1億3,000、その1.5倍になっているのかどうかというような、そこまであるのかなというのが気になったところなので、もう一度、その辺のところ。

それと、こちらは該当がなかったということなんですけども、町として、雇用を増やすということで促進していくためには、何かしらの工夫というのが何か必要だったんじゃないかなと。やっぱり待っているだけじゃなくて、そういった積極的にそういったことは、ほかにも取り組んでいるとは思いますが、これだけじゃないんですけども、不用額が丸々というのは何か全然やっていないんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけども、その点について、見解を伺います。

【天利委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 まず、リフォームのほうでございます。なかなかご回答が難しいんですけども、増えた要因というのは、コロナ禍の特別な需要なんだと思うんです。実際に令和元年度が63件で、令和2年度に81件に上がっています。さらに、令和3年度で105件というような状況があって、この部分というのは、コロナで巣籠もり需要が発生して、要は、家で仕事される方も増えてきてとか、そういったいろいろな要因が重なっているのかなと思います。

なので、また、外壁塗装とかそういったものが中心になってやっている場合もあるんですが、その部分についても、在宅で勤務しているから、今、外壁塗装をいる間にやっっておおうとか、そういった需要もかなりあるんだと思うんです。なので、もしかしたら、このまま増えるのではなくて、この後コロナが収束した段階で、今までの需要が1年分、2年分が少し減ってくるような可能性もあるのかなと思っていますので、その辺りはコロナの状況を見ていかないと、何ともお答えしづらいかなというふうに感じているところでございます。

また、もう1点、お話いただきました、企業立地のほうについては、何も手を打たなかったのかというところになってきますと、確かに、なかなかうちだけで進めるお話ではないので難しいのかなというのが現状です。ただ、企業立地につきましては、新たな誘致だけではなくて、今、町の中で活動していただいている事業者を引き止めるための施策でもあるというようなことで、要は設備を新たに更新したときも対象になってきますので、そういった部分でも有用な事業なのかなと思っています。

また、なかなか新規に雇用する、してほしいということは当然周知はしておりますけども、していただくのは事業者になってきますので難しい問題がございますが、要はこういった制度をつくっておくことが、まず重要なのかなというふうに、担当としては考えております。

以上です。

【天利委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 寒川町では、法人税が意外と少なくなく、入ったということが昨年度ありましたけども、商業や工業、観光においても、振興事業に関して、寒川町がこのように動いているということは分かりましたが、金融機関の方とお話することもありまして、結構その中でよくお話を聞くことがありまして、新しく寒川町に企業を持っていきたい、支店でも本店でも持っていきたいという方の中で、寒川町が独自といいますか、何か寒川町で起業をするメリットといいますか、例えば補助金とか助成金とかということになるかとは思うんですけども、そのようなことがあるのか、メリットといいますか、ありましたら教えていただきたいなと思います。

【天利委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 新たに寒川町に来ていただく企業の規模にもよるのかなと思います。寒川町内、面積もご存じのとおり、小さいところもありまして、なかなか大手の企業、大企業の誘致というのは、土地の面積上だったりとか空き状況から厳しいのかなと思っています。

ただ、個人事業主とか、小さい事業者さんのほうで寒川に来たいという場合には、例えば、特定創業とか、そういったもののメリットというのは当然ありますし、町としても、年に1回、商工会と協力しておりますけども、創業セミナーを行ったりとか、あとは創業者、町のほうで実際に創業されていて、成功された方たちもいらっしゃいますので、そういった方たちに出させていただいて、要は成功事例のセミナー等も行っておりますので、割と創業者については積極的に町のほうに相談をしていただけるような状況となっております。

また、セミナーにつきましても、今まで年1回、対面でやっていたんですが、コロナ禍という中で、なかなかそういった対面が難しいということで、去年からは、要はパソコンで、画像を見ていただいて、それに対してコメントを書きいただいたりとかして、うちの先生と意見交換をしてセミナーを受けていただくような取組も新たに始めているところで、なかなかご好評をいただいているような状況でございます。

以上です。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ご相談をさせていただけるということで、それはいいと思うんですけど、現実的な資金の問題とか、そういったことに関しての相談もあるのでしょうか。

【天利委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 今、立地に対しての寒川町のメリットということの、資金面ということをお話しただきましたので、直接的に、立地に当たっての資金を援助するという制度等は、町のほうでは、今現在、用意はしておりませんが、企業立地条例の中で、実際に要件をクリアした投資効果が見込めるような形の事業に関しては、固定資産税の減額措置を取れるという形の、側面的な支援を行っている状況でございます。

【天利委員長】 よろしいですか。
他に質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。
以上をもちまして、環境経済部産業振興課の審査を終わります。お疲れさまでございました。
暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。
それでは、次に、環境経済部環境課の審査に入ります。
執行部の説明を求めます。
菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 引き続きまして、環境課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。
説明につきましては、大山環境課長より、質問につきましては、出席職員により対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【天利委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 おはようございます。よろしくをお願いいたします。
それでは、環境課の令和3年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。
決算書の歳入につきましては、29ページから48ページ、歳出につきましては、59ページから62ページ及び79ページから84ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費の12目環境保全対策費及び4款衛生費、2項清掃費の1目清掃総務費、2目塵芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料、020環境課、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

決算書は59ページからの2款総務費、1項総務管理費、12目環境保全対策費でございます。

それでは、タブレット資料の2ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の1、自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により、環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものです。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊の講師謝礼、委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬委託料、負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、エコネットへの交付金でございます。河川の清掃活動やさむかわ中央公園のビオトープの維持管理等、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の3ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の2、公害防止対策事業費につきましては、町の環境の状況を継続的に把握し、事業所対策等に活用するためのものがございます。被服費につきましては、水質事故等の対応用の胴長の購入費、委託料は河川の水質検査、大気ダイオキシン類等の調査及び水準測定の委託料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。公害防止対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は、決算書の37、38ページ、県の地盤沈下調査補助金を水準測量の委託料に充てております。

タブレット資料の4ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の3、有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費は蜂の駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費、委託料は、有害鳥獣及びスズメバチの駆除等の委託料で、有害鳥獣の駆除件数につきましては20件で、内訳といたしましては、アライグマが11頭、その他、ハクビシンなどが9頭でございます。スズメバチの駆除件数につきましては73件、巣の確認が20件でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。有害長寿等対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は、決算書の37から40ページ、財政課が所管いたします市町村事業推進交付金の一部を有害鳥獣駆除事業に対する消耗品及び委託料などに充てております。

タブレット資料5ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の4、環境衛生事務経費につきましては、環境保全担当事務全般の事務経費でございます。報酬につきましては、環境審議会の委員報酬で、書面会議を含め、3回開催し、環境報告書の内容について審議いただきました。旅費は職員の普通旅費及び環境審議会の委員の費用弁償、役務費は、放射線測定器等の検査手数料、負担金補助及び交付金は、高座地区河川をきれいにする会、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の6ページをご覧ください。2、動物共生の推進事業費の1、動物対策事業費につきましては、犬の登録や狂犬病予防注射の推進、猫の不妊去勢手術の助成などを通して、動物と共生できる社会を目指すものでございます。報酬につきましては、犬の登録及び狂犬病集合注射時の会計年度任用職員の報酬、報償費は、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、需用費は、狂犬病注射済み票などの消耗品、役務費は、狂犬病予防集合注射実施の通知に係る通信運搬費、委託料は、犬の登録、注射促進協力事業及び担当職員の破傷風予防注射の委託料です。使用料及び賃借料は、犬の登録事務用のパソコン及びソフトのリース代で、令和3年度末時点の町内の犬の登録数は2,795頭で、前年度から65頭の減でございます。負担金補助及び交付金は、猫の不妊去勢手術費の補助金で、猫の不妊去勢手術費助成で、雄が33匹、雌が51匹分に補助金を交付いたしました。また、TNRや子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体へ補助金を交付し、不幸な猫を増やさない取組を推進いたしました。

下表をご覧ください。動物対策事業費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書29から32ページ、犬の登録時や狂犬病の注射済み票の発行の際にいただく犬の登録等手数料は、会計年度任用職員の報酬などに充てております。

歳入番号2、決算書43、44ページ、まちづくり基金繰入金の寒川キャットプロジェクトへのクラウドファンディングから、猫の不妊去勢手術費助成事業補助金や、飼い主のいない猫の保護活動を行う団体への補助金に充てております。

タブレット資料の7ページをご覧ください。3資源循環の推進事業費の1地球温暖化防止対策推進事業費につきましては、地球温暖化により起こる気候変動などの問題の周知啓発や、節電、省エネなどの温暖化防止対策の普及啓発を行うものでございます。消耗品につきましては、啓発用展示パネル、グリ

ーンカーテンで使用するヘチマやゴーヤの有機培養土の購入費、負担金補助及び交付金は、家庭用燃料電池システム・エネファームの設置補助金で、1件につき5万円で、補助件数は7件でございました。

なお、省エネ、省資源行動及び緑の保全等による地球温暖化防止に向けた取組の推進をテーマに事業展開をしております。寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市で構成する湘南エコウェブの令和3年度の事業につきましては、市町村振興協会助成金を100%活用して実施していることから、事業費には反映されておりません。

タブレット資料の8ページをご覧ください。4地域美化の推進事業費の1地域美化活動推進事業費につきましては、町民の皆様の美化意識の向上と、ごみのないまちづくりを目指すものでございます。需用費につきましては、ごみのポイ捨て防止啓発看板等の購入費、環境美化啓発ポスターの印刷代で、町内公共施設、店舗、事業所へ配布し、掲示をしていただき、啓発に努めました。役務費は、役場、総合図書館駐車場出入口に設置しております3面啓発塔の保険料、委託料は、まちぐるみ美化運動や環境美化活動のごみの運搬委託料でございます。不用額につきましては、備考欄の記載のとおりとなります。なお、自主的な環境美化活動につきましては、19団体が53回実施し、延べ1,288人の方々にご参加いただき、20.95トンのごみを回収いたしました。

下表をご覧ください。地域美化活動推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書29から32ページ、犬の登録時や狂犬病の注射済み票の発行の際にいただく犬の登録手数料の一部を犬のふんの放置防止看板の購入費に充てております。

続きまして、決算書は77ページからの4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費でございます。タブレット資料の9ページをご覧ください。職員給与費につきましては、環境課、資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員の計11名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1及び2、決算書は45から48ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金は、その一部をそれぞれの職員給与費に充てております。

タブレット資料の10ページをご覧ください。3資源循環推進事業費の1清掃総務事務経費につきましては、資源廃棄物担当事業全般の事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費につきましては、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代などの光熱水費、修繕料。役務費につきましては、寒川駅前、宮山駅前の公衆トイレの建物共済の任意保険料。委託料につきましては、日常の清掃委託で清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金補助及び交付金につきましては、大気汚染負荷量賦課金、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議への負担金で、第4次循環型社会形成推進地域計画の策定、ごみ処理広域化実施計画の改定、し尿処理施設の広域化可能性調査を実施したものでございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。清掃総務事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書37から42ページ、市町村自治基盤総合補助金の一部を湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議への負担金に充てております。歳入番号2、決算書45から48ページ、雑入のうち、その他の一部を寒川駅前公衆トイレの修繕料と、建物共済の任意保険料に充てております。

タブレット資料の11ページをご覧ください。4公衆便所維持管理経費の1公衆便所維持管理経費につ

きましては、令和2年度から繰り越したものになりますが、JRによる宮山駅前公衆トイレの整備に伴い、町で管理していた公衆トイレを令和3年6月4日まで使用し、その後、解体した経費でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

続きまして、2目塵芥処理費でございます。タブレット資料の12ページをご覧ください。1資源循環の推進事業費の1ごみ資源物収集処理経費につきましては、主に家庭から排出される廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分に至るまでの適正処理を行う経費でございます。需用費につきましては、開発行為等で新設されるごみ置場の境界を明確にする境界プレートや、蛍光灯分別収集用の段ボールの購入費、ごみ分別収集日程表の印刷代、ごみ集積所のブロック破損による修繕料。役務費につきましては、臨時ごみ証紙売払い手数料などで、委託料は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬委託、紫竹等の収集運搬委託、焼却灰の運搬処分、資源化处理委託、茅ヶ崎市への可燃ごみ等の処理委託料等でございます。なお、ごみ排出量につきましては、タブレット資料の28ページに一覧表を記載してございます。

原材料は、ごみ集積所補修用の材料費の購入費、負担金補助及び交付金は、茨城県鹿嶋市への一般廃棄物搬入に伴う環境保全協力金、茅ヶ崎市環境事業センター広域粗大ごみ処理施設の建設負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、ごみ資源物の排出量につきましては、タブレット資料の20ページに記載しております。

下表をご覧ください。ごみ資源物収集処理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の29ページから32ページ、清掃手数料の中の廃棄物処理許可申請手数料は、可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。歳入番号2は、決算書の29から34ページ、塵芥処理手数料は可燃ごみ等収集運搬委託料及び臨時ごみ収集運搬委託料に充てております。歳入番号3、決算書37から42ページ、市町村自治基盤強化、総合補助金の一部を湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議への負担金に充てております。歳入番号4、決算書の41から44ページ、物品売払い収入の中の指定収集袋売払い収入の一部を可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。歳入番号5、決算書の45から48ページ、衛生費雑入のうち、広告掲載料は、ごみ分別収集日程表及び指定収集袋の広告収入でございまして、日程表の印刷製本費及び可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。歳入番号6、決算書45から48ページ、雑入のうち、その他の一部をごみ集積所の修繕料に充てております。

タブレット資料の13ページをご覧ください。1資源循環の推進事業費の2ごみ減量化、資源化推進事業費につきましては、ごみの減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員さんの協力により分別収集等を進め、ごみの減量化を図るとともに、資源化、リサイクルを推進する事業でございます。報償費につきましては、各自治会への資源物分別の報奨金と衛生指導員191名の謝礼、及び15名で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼などで、需用費につきましては、ごみ回収用の指定収集袋の作成費、資源物回収用のラッセル袋等の購入費、違反ごみシールの印刷代。役務費につきましては、指定収集袋販売店への代金請求の郵送料、収集袋代金の口座振替手数料及び衛生指導員の活動保険料。委託料につきましては、公共施設からの剪定枝の資源化委託、指定収集袋を販売する店舗までの配布委託、ごみ質分析の委託料。使用料及び賃借料につきましては、購入した指定収集袋を保管しておくための倉庫の借上料等でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。ごみ減量化、資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、2及

び3につきましては、決算書の41から44ページ、物品売払い収入のうち、指定収集袋、売払い収入、環境課扱い分の資源物売払い収入、生ごみ処理機売払い収入でございまして、歳入番号1は指定収集袋作成費に充て、残額は別事業の可燃ごみ収集運搬委託料に充てております。歳入番号2は、資源物分別自治会報償金等の報償費に充て、歳入番号3については、生ごみ処理機キエーロの購入費に充てております。

タブレット資料の14ページをご覧ください。資源循環の推進事業費の3広域リサイクルセンター管理運営経費につきましては、平成24年4月から稼働いたしました、寒川広域リサイクルセンターを管理運営するための経費でございまして、稼働時から民間企業のノウハウを活用した効率的、効果的な管理運営の検討を茅ヶ崎市と進め、資源物の受け入れ、選別や物資の調達、施設の運転業務、機器類の維持管理等を包括的に業務委託することとし、17年9か月にわたる長期包括運営責任業務委託を平成26年7月から導入し、円滑に運営が行われております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会の委員3名への謝礼。旅費は、リサイクルセンター職員の普通旅費。需用費は、事務用品及び緑地、花壇の花の苗等の購入費、リサイクルセンター公用車の燃料代と点検代。役務費は、建物、車両の任意保険料。委託料は、施設の維持運転管理、自家用電気工作物保安管理業務やプラント機器類の稼働及び点検、資源物の受け入れ、選別、搬出や見学の対応等施設の運営に関わる長期包括運営責任業務委託でございまして。備品購入費は、遊歩道、緑地、花壇整備や屋外清掃用の用具保管用の物置購入費、負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と資源物売却収入等について、搬入割合により案分する茅ヶ崎市への分担金でございまして。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、リサイクルセンターへの資源物搬入、搬出量の内訳につきましては、タブレット資料の22ページに記載してございまして。

下表をご覧ください。広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございまして、歳入番号1、決算書の41から44ページ、リサイクルセンター資源物売払い収入は、委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物抛出金分担金に充てております。歳入番号2、決算書の45から48ページ、再商品合理化抛出金等配分金は、公益財団法人日本容器リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償抛出金等でございまして、搬入割合により、茅ヶ崎市と案分するもので、委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物抛出金分担金に充てております。なお、寒川町分の資源物全体の売払い実績につきましては、タブレット資料の21ページに記載してございまして。

歳入番号3、決算書の45から48ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費負担金は、リサイクルセンターの管理運営に関わる経費について、搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるもので、前段で説明した資源物抛出金分担金以外の科目に、おおむね搬入割合により案分して充てております。

続きまして、3目し尿処理費でございまして。タブレット資料の15ページをご覧ください。1資源循環の推進事業費の1し尿処理事務経費につきましては、し尿の汲み取り、運搬及び処理手数料の徴収等に関する費用経費でございまして。需用費につきましては、し尿処理券を市内印刷するための用紙代、し尿処理、清掃手数料の納入通知書用封筒の印刷代。役務費は、その発送に伴う郵送料や口座振替手数料、委託料は一般家庭及び事業所等から美化センターへのし尿の収集運搬委託、償還金利息及び割引料は、

し尿清掃手数料の還付金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、2、決算書の29から32ページ、し尿処理手数料及び滞納繰越分は、し尿処理運搬委託料に充てております。

続きまして、4目美化センター費でございます。タブレット資料の16ページをご覧ください。1資源循環の推進事業費の1し尿処理施設運営経費につきましては、美化センターの維持管理経費や、寒川町及び茅ヶ崎市から施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費などの経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員報酬、旅費は職員の普通旅費、需用費は、中間処理に使用します高分子凝集剤、次亜塩素酸ソーダ等の各種薬品、試験用及び作業用品等の購入費、公用車や高圧洗浄機の燃料代、施設の電気、水道、ガス、下水道の光熱水費、公用車の定期点検代でございます。役務費は、電話料、コンピューター回線使用料、建物保険料等で、委託料は、各種施設管理に伴う業務委託や各種分析委託、脱水汚泥を堆肥化する脱水汚泥運搬処理業務委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー等複合機に伴うものでございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。なお、美化センター搬入量の内訳につきましては、タブレット資料の23ページに記載してございます。

下表をご覧ください。し尿処理施設運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1決算書の45から48ページ、美化センター管理費に係る負担金は、美化センターの管理運営に関わる経費について、し尿及び浄化槽汚泥等の搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるものでございまして、職員給与費の充当分以外は、各科目におおむね搬入割合より案分して充てております。

タブレット資料の17ページをご覧ください。1資源循環の推進事業費の2公共施設再編計画実施事業費につきましては、美化センターの設備、機器等の整備工事費等ございまして、安全で安定した美化センターの運営のため、計画的に実施しております。需用費につきましては、緊急的な修繕。工事費につきましては、計画的な整備工事ございまして、循環ポンプ等整備工事など5件の工事を実施いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の45から48ページ、美化センター管理費に関わる負担金は、先ほどご説明いたしました、茅ヶ崎からの管理運営に関わる負担金で、歳入番号2、決算書の37から42ページ、市町村自治基盤総合補助金の一部で、それぞれ修繕料と工事請負費に充てております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明をさせていただきます。タブレット資料は18ページ、決算書の29、30ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、2節清掃使用料の行政財産使用料につきましては、リサイクルセンター及び美化センターの通勤車両駐車場代でございます。

決算書の37から40ページ、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の県大気汚染、常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置しております大気汚染に関わる常時監視測定器の電気代相当分を負担しており、財産管理課の庁舎維持管理経費の光熱水費に充てております。

決算書の45から46ページ、19款1項1目の繰越金、1節前年度繰越金の繰越明許費繰越額繰越金の一部につきましては、令和2年度から繰越した宮山駅前公衆トイレの解体工事に伴うものでございます。

決算書の45から48ページ、20款諸収入、4項1目8節の雑入の原子力発電所事故に伴う賠償金につきましては、脱水汚泥の堆肥化の可否を判断するため実施している美化センター脱水汚泥放射性物質検査業務委託料を東京電力が負担するものです。

以上で、環境課所管の令和3年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。

【天利委員長】 ただいま環境課の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

横手委員。

【横手委員】 大変お疲れさまでした。ごみのことで、全体の総括的なことを聞きたいんですけども、いつも思っているんですが、これから多分、当然委託業者も含めて、どんどん、どんどん高齢化が進んできて、なかなかごみを処理する現場というところについて、なかなか若い方たちが就業して下さるような環境にならないように思います。

そのところについても、多分、令和3年度についても、かなりいろいろな話が出てきたと思うんですが、例えば研究会じゃないんですが、そういうことに、将来について、テクノロジーだったり、それから人材育成の部分で何かやるような研修会、または検討する場のようなものを設けたかどうか、お聞かせください。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 今、質問いただきました人材の研修と若い人が入れるような研究という部分につきましては、申し訳ございませんが、今のところ、そういう場を設けたことはございません。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 これまでに特に令和3年度の事業の中で、だから多分これまでもそうだと思うんですけども、そういうような課題じゃなくて、喫緊の課題とかじゃなくて、問題として多分顕在化しているものだと思うんですが、それについて、どうしていくか、それは申し訳ないけれども、委託している企業さんが考えてくださいというものなのか、それとも、一緒に考えていきたいと思いますというものなのか、そこら辺のスタンスはどのようにお考えですか。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 委託に関しましては、今、一部随契であったり、入札であったりということもありますので、基本的には、委託業者さんのほうに人材の確保等はお任せしているんですが、今言われたような高齢化という問題もありますので、これからのつきましては、そういう部分で、委託料にももう少し反映しなきゃいけないのか、若い人に入ってもらえるような業務にするにはどうしたらいいのかという部分については、委託業者とも連携を取りながら、少し研究していかなきゃいけないかなとは考えております。

【天利委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 これ、全国的に一つ問題になっているのが、資源物の持ち去りです。持ち去りとか、

それから不燃物の持ち去り等の問題があると思うんですが、町は持ち去り禁止の条例も持っていますけれども、そういった持ち去りに関することが、町内にもあるのかどうか。それから、もしあったとして、増えているのかどうか。

それから、実際、町民の皆さんがそういう現場に出くわしたときは、当初、多分条例ができたとき、警察に連絡をいただきたいというようなお話だったかと思うんですけど、現実なかなか難しい部分もあるのかなと思っていて、そういうことに関して、環境課のほうにご意見だったり相談だったりがあるのかどうか、その辺について、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう1個が、リサイクルセンターに、特にこれはプラスチックが搬入されます。搬入された、プラスチックについては判別をしますよね。選別というのかな、選別をして、選別をした結果、しっかりとリサイクルのラインに乗る割合というのが、寒川町がどのくらいなのか。それから、茅ヶ崎との差があるのかどうか。

判別したもので、プラスチックのリサイクルのラインに乗つけられないものについては、焼却処理していると思うんですけど、それによろしいのかどうか。その辺について、お聞かせいただけますか。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、持ち去りの関係です。実際、不燃ごみだったり、紙だったりというものの持ち去りはあると聞いています。収集業者からもドライブレコーダーの映像を見せていただいたり、住民の方からそういう車が来ているという情報をいただいたりしています。町民の方には、なかなか危ないので声掛けはしないでくださいという話と、車であれば、ナンバーを控えていただきたいということで、警察のほうに連絡をしてパトロールを強化してもらったりだとかというような対応をもらっています。自転車での持ち去りは、どうしても特徴を捉えて、見かけたら声をかけるというようなことでもしようかなと思っているんですが、なかなかふわっと散ってってしまうようなので、ちょっと難しいかなと。

でも、実際、そういう持ち去りというものはある。数に関しては、昨年から増えているかとか、おととしから増えてきているかという、そういう感じでもないみたいです。こちらの情報としては、そんな増えているとは聞いておりません。

次に、リサイクルセンターのプラスチック製容器包装につきましては、ラインの中で、従業員の方が手選別をして、汚れているものとかプラスチック製容器包装に該当しないものを取り除いているんですけども、汚れているものについては焼却処理、プラスチック製品、硬いプラスチックなんかも入ってきて、ハンガーとかそういうものについては不燃ごみのほうに振り分けて、茅ヶ崎市で破碎をしてから燃やしていると、そういう状況になっています。

特に茅ヶ崎市と差があるのかという部分については、令和3年度に関してはそれほど違いはないんですが、令和4年度に入りまして、茅ヶ崎市がごみ袋の有料化をしたことで、できるだけ市民としてもごみを減らしたいということで、プラスチック製容器包装と自分が考えるものを全部プラのほうに入れるんです。それが汚れたものだったり、プラスチック製容器包装に当たらないプラスチック製品だったりというのが結構入ってきてしまっていて、令和4年度に関しては、大分茅ヶ崎市の質が悪くなっています、茅ヶ崎も大分広報とかで、広報、回覧板を通して市民への周知をしているという状況でございます。

す。

プラスチック製容器包装の搬入から搬出にかけて、どれぐらいの割合が実際資源化されているという数字は、すみません、今、ちょっと持っていません。改めて、それは提出させていただくということによろしいでしょうか。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 その数字は出るということかな。要は、容器包装プラスチックとして出されたものを、そこをリサイクルセンターのほうで、人海で人が手選別をします。選別されてはじかれたものはどのぐらいのトン数出ているかというのは出るということ。出る。じゃあ、それ、後で出していただければと思います。

令和3年に関しては、茅ヶ崎市さんとの違いはそれほどないというお話だったんですけど、今度は町内に目を移したときに、町内にも新しい、寒川に新しく住んでいた方もここ数年で相当増えてきていると思うんですけども、その方たちは、寒川町に来る前は違うごみの出し方をしていたりとかすると思うんですけど、そういった新しい人が増えてきたことによって、その辺の容器包装プラスチックの出す制度というのが変わっていないのかどうか、その辺についても見解をお知らせいただきたいと思います。もしそういうことがあれば、改めてプラスチックとして出してもらうものの、しっかりとしたお伝えをしなきゃいけないと思いますので、その辺について、見解をお聞かせいただきたいと思います。

持ち去りについて、町内では不景気になったからとか、コロナになったからということで、その件数は、そういうことを要因として増加傾向にはないということなんですけど、一定数あるということなんですけど、これに対しての対処というんですか、今、大山課長が答えていただきましたけど、こういう形でやっていますと言っていますが、あまりこれはほっぽっておけない問題だと思っているんです。しっかりと対応しなきゃいけないと思うんですが、その辺について、もう少しお答えいただければと思います。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 プラスチック製容器包装の質に関しましては、特に新しい方、引っ越してこられた方が多い地域だとかについて、ちょっと質が悪くなったとか、違反ごみ張らなきゃいけないのが増えたとかということについては、収集業者からも聞いておりません。収集業者とは月1回そういうごみの今課題になっていることだとかについて、ミーティングをしているんですが、その中でもそういった話は、特に出ておりません。

持ち去りに関しましては、可燃ごみでも中に食べられるものがあつたら持ち去るような方も、中にはいらっしゃいまして、そういうご連絡をいただいたりとかして、私どもも現場に行つて、そういう方とお会いできれば、注意をして、そういうことがないように話をし、対応したりもするんですが、なかなか資源ごみに関しては動きが早いというか、連絡をいただいてから現場に行つても会うことができないという部分がありますので、できるだけ迅速に動いて、お会いできれば、そういうことがないように話をしていきたいと考えております。

以上です。

【天利委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございませんでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 地球温暖化防止対策事業費について、お聞かせしたいと思います。

前年度のやつ、予算を見ると、予算ベースでいくと、徐々に下がっているように見受けられるんですね。実績に伴ってということなんですけど、今回、35万というと、5万円ですから7件ということなんです。先ほども報告ありましたけども。これは予算額が減額していく傾向として見ると、これは利用者さんが減っている傾向なのかということなのか、お聞かせください。

それと、あと、ごみ減量化、資源化推進事業費の中のごみ袋について、こちらで指定収集袋入札による執行残ということになっているんですけども、その点について、執行残になっているから品質が落ちたということはないと思うんですけども、業者さんが代わって、そういったごみ袋の質というのは変わっていないのかどうかというのを確認させてください。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、1つ目の地球温暖化の部分です。補助金の予算の関係だと、エネファームへの補助金の関係だと思いますが、令和2年度の補助実績が4件だったのに対して、令和3年度は7件ということで、また、今年度に関してはさらに拡充をしていますので、今、大分問合せも多いということで、2年度から3年度にかけては、少しいろいろなところで、もう少しPRしていこうということで啓発をした結果、予算は下がっていたのかもしれませんが、実績としては伸びているというところがございます。

ごみ袋、指定収集袋の執行残については、予算を組むときに見積りを業者さんからいただいて取っているわけですけども、実際入札したところ、その見積りより、はるかに安く入ったということで、それに伴って、大きさだとか袋の質だとか、そういうのが落ちたということはございません。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 予算ベースからいくと、下げたんですけども、件数的には増えていますよということで分かりました。

また、足りなくなったら、また、そこに対しては対応していただくということなんです。そのところを確認させてください。

実を言うと、これ、最近、町民の方から何か切れやすくなったというようなことを聞くんです。それは聞くので、質は悪くなったんじゃないのか、薄くなったりだとかしたんじゃないのかということをおっしゃったりする、相談を受けた中で、これ、聞いているんです。ということは以前も、町として、そういった、町民からのご意見というのはなかったのでしょうか。その辺のところ、お聞かせください。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 そうですね。指定収集袋に関しては、特に切れやすくなったとかという声は直接、環境課のほうには届いていません。一応仕様書の中で、強度とかについても基準を決めて、これ以上ということで検査もしてもらっての納品になっていますので、町のほうで決めた、今まで同じ基準でやっていますので、そうしたことはないかなと思いますが、それ以前のものが、その基準をはるかに超えて

丈夫だったのかもしれないというのはあるかもしれないです。ただ、環境課のほうに、そういう声はいただいていません。

エネファームの補助金については、予算を超えてだったと思うんですけど、足らなくなれば、予備費なり補正なりで対応していきたいと、環境課としては考えております。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。エネファームのほうは、それで対応していくということで確認をしました。

以前が強度が高いということは、やはり業者さんが変わったということなんですかね。それで、以前の、何かそういう意見があるんです、本当に。町にはないので、だから切れやすくなったということについて、とどめておいていただければということで、相談があれば。品質は変わりませんよということは、町民の方々に自信を持って、言ってよろしいということですね。確認、その辺、お答え、お願いします。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 指定収集分袋については、品質は変わらないと思いますが、おっしゃったとおり、令和3年度は業者が変わっています。しばらくずっと同じ業者さんから、令和3年度には業者さんが入札で変わってしまっていて、また、令和4年度は元の業者さんに戻っているという状況なんですけども、そういう中で、基準はクリアしているけど、若干そういうことがもしかしたらあったのかもしれないと思います。

【天利委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

なければ最後に、佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 ごみ関係です、全て。4点ほど質問するんですが、まず、26分の20ページのごみ資源物排出量一覧表のところを見ると、まず、一つがプラごみ、プラスチック製容器包装なんですが、ビニール袋の有料化、有料義務化というんですか、スーパーとかコンビニとかが施行をされて、もう少しこれ、減ってくるのかなと思ったんですが、思うように減っていないところなんですけど、これについてはどうなんですか、制度の影響というのは、どう捉えているかということをお答えいただきたいのと、2点目は、同じページで事業系ごみ、特に可燃ごみです。2年前、令和元年に比べて、結構減っているなど、十数%ですか、10%以上減っていますよね。これは何か要因があって減っているものなのか、お答えいただきたいと思います。

3点目が、リサイクルセンターの資源物売払い収入です。これ、過去を見ると、ここ、今は4年間見ただんですけど、大体7,000万から9,000万ぐらいの推移だったんですけど、1億3,000万って大分上がっている、売払い額が増えているなど思ったんですが、これはどういった要因があるのか、もしかしたら計算方法とか、入れているものが変わったのかとかいろいろあると思うんですが、これはどういった要因なのか、お答えいただきたいと思います。

最後、4点目が外国籍の方がごみを出す、住んでいる方はごみを出さなきゃいけないと思うんですけども、そういった外国籍の方に対して、何らかのごみの出し方を教える方法というか、指導というか、そういったことをやっているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 プラスチック製容器包装が有料化で、買物、レジ袋の有料化に伴って、本当はもっと減るんじゃないかという部分なんですけど、これについては、やはり多いのがお惣菜とか、そういったもののプラ、容器が多くて、レジ袋ってそんなに前から数がたくさんあったというわけではなくて、あの辺が有料化されて減ったからといっても、なかなかプラ全体の量としては、そんなに変わらないんです。お惣菜の容器関係が一番多かったり、あとは、シャンプーボトルだとか、そういうボトル類だったりしますので、ごみ袋有料化の影響というのはそんなにないと思っています。

また、事業系ごみの可燃につきましても、やはりコロナ禍で、飲食店の生ごみとかが大分減っているという部分かなと思います。令和元年度は、なかなかコロナが始まって、ただ、飲食店も営業時間の短縮とかそんなになかったのも、お客さんのためにそれなりに用意をしていたものが、廃棄でどんどん、どんどん出ていた部分だと思うんですけど、それから蔓延防止措置だとか緊急事態宣言になって、営業自体が短縮されて、そうすると、そんなに料理とかストックしないという形になって、恐らく飲食店の生ごみ関係は相当減っているのかとは思っています。

それと、リサイクルセンターの売上げが伸びているという部分は、金属類が相当、高く売れるようになっていきます。これはカーボンニュートラルの関係で、今、鉄鋼業界から排出される二酸化炭素ってすごく多いみたいで、国内全体の14%ぐらいを占めていると言われていきます。鉄の製造というのは、高炉の中で、鉄鉱石と石炭由来のークスを混ぜて、溶かす方法で作られているのが一般的らしいんですけども、この方法だとすごく二酸化炭素が出るということで、今注目されているのが電炉という方法のようです。鉄くずを電気の熱で溶かして再利用するというような製造方法らしくて、これだと二酸化炭素を最大で7割ぐらい削減できるということで、そっちのほうに大分流れているということで、鉄が大分クリーン素材として今、需要が伸びているということで、かなり高く、鉄もアルミも売れるようになってきているという、で、金額が大分違っているのかなと思います。

あと、外国の人の方のごみの出し方については、よく役場のほうにも違反ごみが出てしまうとかということで、ご相談を受けて、多分あそこの外国の方かなというような相談を受けるんですが、町のホームページなんかでも、多国語に、7か国語ぐらい多分、入れ替えることができるんですけど、ごみの出し方も、そこで英語だとか、何とか打ち出して、うちのほうで、その方のところに訪問に行ったりとかして、出し方はこうですよというような指導をしてきているということもあります。

以上です。

【天利委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、事業系ごみのところは確かにそうですね。コロナで飲食店というのは、すごく分かる理屈だなと思うんですが、事業系ごみ、予算のとき、度々議論させていただいておりますけれども、町としても、事業系ごみをいかに減らしていくのかというのは課題だということをお答えいただいていたと思うんです。その中で、令和3年、特に事業系ごみを減らすために、何か担当課として動いたとか、やったこととかというのがもしあったら教えていただきたい、なかったらなかったでもいいんですけども、教えていただきたいと思っています。

外国籍の方、そういった対応をしていただいているのは今、初めて知って、すごくいいかなと思った

んですが、そういった、例えば、外国籍の方じゃない方からの今言ったような苦情というんですか、ごみの出し方がとか、そういったものであったりとか、あとは外国籍の方から直接であったりとか、そういった相談というのは、ここ数年で増えてきているものなのか、それとも特に変わっていないのか、感覚でいいんですけども、お答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 事業系ごみにつきましては、やはり減らしていきたいという思いで、町の一般廃棄物処理基本計画の中でも、かなりこちらの思いで、目標値は大分少ない量にしているんですが、町内では事業活動が活発なところもありますので、そうすると、ごみの量は連動して増えてきちゃう部分があって、大分目標とは乖離しちゃっている部分があるんですけど、町としては、事業系ごみを多く出しているところを一応ピックアップをして、訪問させていただいて、本来は、これは産業廃棄物に出さなきゃいけないものまでも、茅ヶ崎の環境事業センターに入っているとかがというのは、しっかり分別をしてください。あと資源化できるものまで、紙類まで、茅ヶ崎は入っちゃっているのもあるので、それは資源化できるので、資源化の業者さんのほうに渡してくださいというような指導というか、訪問をしてアドバイスをするようなことをしています。

そんなに件数が、人数が限りあるので、そんなに件数はいけはしないんですけども、そうやって年に数回、そういった形でやっています。

あと、町内の違反ごみ関係に関しては、それほどずっと、例年あることはあるんですけど、今年、去年増えているかという、そういったことはないです。感覚的には、そんなに今までと変わらない件数だと思います。

以上です。

【天利委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 事業系ごみのほうなんですけれども、そういった形で、訪問というか指導みたいなことをしていただいているというのは、これはすごくいいことだと思います。

あと、今、お答え聞いて思ったのは、茅ヶ崎の環境事業センターであったり、あとは運搬する業者とかですか、そういったところでも、ある程度、チェックのようなことってできるんじゃないのかと思ったんですが、そこらに対するアプローチというのは、何かやっているものなんでしょうか。

【天利委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 運搬する業者に関しては、茅ヶ崎市のほうで、茅ヶ崎市も、もちろん事業系ごみを減量していくという目標がありますので、運搬業者が持ってきたやつを不定期に中を確認して、ビニール系が入っていたら、これは産業廃棄物でしょうということで運搬業者に指導をして、それは、事業所から引き取ってこないよというような指導をして、できるだけ減らしていくというような方法を取っていると聞いております。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、環境経済部、環境課の審査は終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開をいたします。

次に、環境経済部農政課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 環境経済部、最後になりますが、農政課が所管いたします、決算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、富田農政課長より、質問につきましては、出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 富田農政課長。

【富田農政課長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は85、86ページになります。6款農林水産業、1項農業費、2目農業総務費でございます。

タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、農政課職員4人分の給与、職員手当及び共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事務の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ会議、書面会議が開催されましたので、支出はございませんでした。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。委託料は、森林台帳、農地台帳、GIS業務支援システムデータ移行委託料でございます。使用料及び賃借料は、森林台帳、農地台帳、GIS業務支援システム使用料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会、相模都市農業保全対策協議会及び湘南梨品評会への負担金でございます。

下表をご覧ください。農業振興事務管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は25、26ページの森林環境譲与税は、財政課にてまとめて説明したものでございます。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物立毛共進会における賞品代でございます。需用費の消耗品費は、家庭菜園を町内4地区に開設し、179区画の貸出しを行うもので、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費と遊休農地対策のために町とJAさがみ青年創生部が実施しております、保育園児による農業体験のために使用したサツマイモの苗の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るため、9つの事業に関する補助金等で支援をする事業でございます。詳細につきましては、タブレット資料の10ページをご覧ください。

次に、タブレット資料5ページにお戻りください。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コ

コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが大きく減少している町内の中小企業が厳しい状況に追い込まれていると予想されるため、事業継続のため、町独自の緊急支援策として、町事業緊急支援対策給付金の農業者への支援事業でございます。負担金補助及び交付金は、対象申請者が1名でございました。

下表をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、財政課にて、まとめて説明したものでございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、4目農地費でございます。タブレット資料は7ページをご覧ください。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした、事務管理の経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ会議、書面会議を開催されたため、支出はございませんでした。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と、おなじく湘南支部の負担金でございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業生産の向上のため、農業用水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を図るものでございます。需用費の消耗品費は、設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の維持管理を目的とした除草、しゅんせつ、清掃委託でございます。工事請負費は、農業用水路の軽微な維持補修を行った休止工事と花川用水路保全対策一期工事でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県所管の相模川左岸用水路の老朽化対策工事及び水門等の自動化工事に対する、県営土地改良負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや軽微な補修工事を行うための維持管理負担金でございます。なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。農業の生産基盤の整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの農業用施設防災対策事業補助金は、全額工事請負費へ充ててございます。補助率の内訳は、国が10分の5、県が10分の2で、残額を町が支出しております。そのうちの工事請負費の一部につきましては、地方債を充てております。歳入番号②、決算書は49、50ページの農業用排水路、農業等整備事業債は、財政課にてまとめて説明したものでございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は9ページ、決算書は31、32ページの14款使用料及び手数料、2款手数料、3目農業水産手数料でございます。こちらは2,100円で、農用地証明の手数料でございます。

次に、決算書45、46ページ、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対策事業費への一般財源の支出がないため、ここに歳入の記載をしているものでございます。

以上で農政課の所管いたします、令和3年度決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま農政課の説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いを申し上げます。

青木委員。

【青木委員】 農業振興対策事業費のことについて、お聞かせ願いたいんですけども、補助は大体決

まっているということで、振興のために補助をしていますよということなんですけども、決まっはいるんですけども、やはり寒川町の振興という点でいくと、団体さんからは、補助については、もう少し出してくださいよみたいな、そういった相談というのはなかったんですか。

【天利委員長】 富田農政課長。

【富田農政課長】 農業振興補助金ということで各団体に補助はしているんですけども、やはりもう少し増やしてくれとかという話もあります。ただ、1つの団体じゃなくて、全体的な団体を見て、また、そこら辺を上げるべきなのかどうなのかというのも検討しなくちゃいけないと思いますので、そこら辺も全体を見ながら、今後、検討していきたいと思っております。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 全体的なことを見極めてやっていく、それは意見もあったということなので、それは町としては、いろいろと、そういうことは検討してきたということなんではないでしょうか。

【天利委員長】 富田課長。

【富田農政課長】 そうですね。補助金ということを出したりしていて、皆さん高齢化というような問題がありまして、高齢化に伴って、町のほうで負担金を増やしてくれとかという話もあります。ただ、そういう方もいらっしゃいますし、いろいろと頑張られている方もいらっしゃいますので、そのバランス等もあると思いますので、そこら辺は検討しながら、また考えていきたいと思っております。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 様々な状況で、高齢化を含めていろいろな問題があって、当事者の方々から相談があるということは分かりました。町として今の現時点で、決算での現時点での補助した成果というのはどう見ているのでしょうか。お聞かせください。

【天利委員長】 富田課長。

【富田農政課長】 令和3年度の決算に関して、振興補助金なんですけども、皆さん交付をして有効に使われていると町のほうでは判断しております。ですので、引き続き、これは維持していきたいと考えております。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

これもちまして、環境経済部農政課の審議を終わります。お疲れさまでございました。暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、農業委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

富田農業委員会事務局長。

【富田農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局の所管の令和3年度決算につきまして、ご説明申し上げます。

説明につきましては、事務局長の私、富田より、質問については、同席しております職員でお答え申し上げます。

では、説明に当たりまして、決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

決算書は83、84ページをご覧ください。6款農林水産業農林水産費、1項事業費、1目農業委員会費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局長を除く農業委員会事務局職員、2名分の給与、職員手当、共済費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は31、32ページ、農業委員会証明手数料は職員手当等に充てております。歳入番号②、決算書は31、32ページの農業者年金、事務手数料及び歳入番号③、決算書は41、42ページの農業委員会交付金は給与に充てております。

タブレット資料の3ページをご覧ください。農業委員会事務運営費でございますが、報酬は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名の年間報酬でございます。報償は、立毛共進会における副賞代でございます。旅費は、農業委員会会長事務局長会議の費用弁償と普通旅費でございます。交際費は、支出はございませんでした。需要費は、農業委員の改選、農業委員の活動に伴う消耗品費でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システム保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、年間の農地台帳システムのパソコンリース料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会の負担金でございます。なお、決算特別委員会説明資料、4ページ以降に、参考資料として、農地の移動、転用一覧を添付しております。内容の説明につきましては、割愛させていただきます。

以上で、農業委員会事務局の令和3年度決算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【天利委員長】 ただいま、農業委員会事務局の説明が終わりました。

これより、質疑をお受けします。質疑のある方は挙手にてお願をいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、環境経済部農政課の審議を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、次に、都市建設部、道路課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、ここからは都市建設部所管の令和3年度の決算の審査となります。

初めに道路課所管の決算につきまして、勝又道路課長より説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

【天利委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入は決算書の29から50ページ、歳出は87ページから90ページ、また、主な不用額の理由につきましては、説明資料の備考欄をご参照ください。

タブレット資料は2ページをご覧ください。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございます。職員給与費は、部長を含む道路課職員の10名の給料等でございます。

3ページをご覧ください。道路橋梁管理経費は、道路や水路の適正な管理事務を行うことを目的とした経費で、旅費は職員の出張旅費、需用費の消耗品費は、主に道路境界用の石ぐいや収入印紙等の購入費、負担金補助及び交付金は、神奈川県都市土木行政連絡協議会等への負担金と私道整備に対する補助金、1件でございます。

4ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、町が管理する道路及び水路の境界確定立会いや図面作成、また、道路法に定められた道路台帳の作成など、導水路の適正な維持管理を図るもので、委託料は、官民境界の確認業務に伴う測量及び確定図の作成委託9件分と、境界確定図交付用の複写機保守点検委託、また、道路台帳補正事業委託として、町道の新規認定、舗装改良等に伴い、道路台帳の補正業務を実施しております。使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、1つ目から4つ目の表をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は29、30ページ、道路占用料3,865万3,752円のうち、164万4,000円、及び、歳入番号②、決算書は31、32ページ、諸証明手数料、52万1,700円は委託料に充ててございます。歳入番号の③、決算書は37、38ページ、市町村移譲事務交付金は、1万1,385円を委託料に充てており、こちらは、財政課がまとめてご説明したものととなります。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2目道路橋梁維持費でございます。初めに、道路橋梁管理経費は、道路や水路等、施設の維持管理を目的とした経費で、需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋、カラーコーン等の購入費、被服費は、長靴などの購入費、光熱水費は、主に街路灯の電気料、役務費は、寒川駅のエレベーター等の運行管理を行うため、光ケーブルにより役場、道路課へ映像を送るための通信料等、原材料費は、道路補修用の砕石やアスファルト合材、側溝の蓋などの材料の購入費、負担金補助及び交付金は、寒川駅エレベーター等の電気料負担金でございます。

6ページをご覧ください。道路橋梁維持補修事業費は、道路構造の保全、安全かつ円滑な道路の通行を確保するため、寒川町舗装維持修繕計画に基づき、舗装の修繕を、また橋につきましては、寒川町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の維持補修を実施しております。委託料は、舗装支持力調査委託と、橋梁補修設計委託で、詳細につきましては、12ページの参考資料、5つ目と6つ目の表をご覧ください。工事請負費は、宮山1号線を含む12件の舗装改良工事、橋梁長寿命化工事2件及び道路照明修繕工事1件、また、緊急を要する道路施設の維持補修を目的とした6件の安全対策工事を実施しております。詳細につきましては、15ページから16ページの工事箇所表と、17ページの工事箇所図、図面番号8から28番をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持補修事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は35、36ページ、社会資本整備総合交付金、2,329万5,000円は、資料9ページの道路橋梁整備事業費、521万9,000円とともに交付され、充当先は舗装改良工事の2件、補助率は50%、また、橋梁補修事業の工事1件と

委託1件に充てられており、補助率は、いずれも55%でございます。

歳入番号②、決算書は49、50ページ、道路橋梁維持補修事業債は、委託料と工事請負費に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

続きまして、7ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、道路や水路等の施設を常に良好な状態に保つことを目的とした維持管理事業費で、需用費の修繕料は、街路灯などの修繕料、委託料は、道路や水路などの破損箇所の補修作業、側溝清掃、草刈りや樹木剪定など、道路施設の維持管理のために実施している道路維持管理委託料でございます。詳細につきましては、13ページの上段の表1から13をご覧ください。使用料及び賃借料は、道路用地として、民地の一部を借り上げている土地借上料とコンピューター借上料として、寒川駅エレベーター等のモニター監視システムリース料でございます。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号の1から3、決算書の29、30ページをご覧ください。歳入番号①、道路掘削復旧費負担金、302万2,520円、歳入番号②、道路占用料、3,865万3,752円のうち、3,700万9,752円、歳入番号③、水道使用料、341万5,153円につきましては、委託料に充てております。

タブレット資料は、8ページをご覧ください。3目道路橋梁新設改良費でございます。初めに、道路橋梁整備経費は、道路の新設改良や狹隘道路解消を目的とした経費で、旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、設計図面、印刷のためのインクカートリッジ等の消耗品や設計に伴う積算資料や参考図書の購入費、修繕料は、測量機器の点検修繕料、こちらの支出はございません。使用料及び賃借料は、工事設計書を作成するための市町村積算システムの使用料、負担金補助及び交付金は、神奈川県地区用地対策連絡協議会等への負担金でございます。

9ページをご覧ください。道路橋梁整備事業費は、生活に最も身近な社会基盤である道路を整備し、町民が安全かつ快適な生活環境の向上を図るための事業で、役務費は、大曲14号線歩道整備、及び、小谷交差点改良事業に伴う不動産鑑定手数料、委託料は、小谷交差点改良事業に伴う用地測量、建物調査、道路予備設計委託料、また、狹隘道路後退用地の測量、分筆等の委託、41件分と、所有権移転登記等の委託32件分でございます。詳細につきましては、13ページ、2つ目から4つ目の表及び14ページの表をご覧ください。使用料及び賃借料は、大曲14号線歩道整備事業に伴う道路用地の借上料、工事請負費は、倉見地内改良工事を含む7件の道路改良工事でございます。詳細につきましては、15ページの工事箇所表と、17ページの工事箇所図、図面番号1から7をご覧ください。公有財産購入費は、狹隘道路の道路後退用地32件、合計230.76平方メートルを取得したもので、補償、補填及び賠償金は、道路後退に伴う10件の物件補償費でございます。

続いて、下の表、道路橋梁整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、社会資本整備総合交付金、521万9,000円は、資料6ページの道路橋梁維持補修事業費、2,329万5,000円とともに交付され、充当先は、狹隘道路事業に伴う委託料の2件、及び、狹隘道路事業の公有財産購入費に充てており、補助率は2分の1、また、狹隘道路事業に伴う補償補填及び賠償費に充てており、補助率は3分の1でございます。

歳入番号の②、決算書は、49、50ページ、道路橋梁整備事業債は工事請負費に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

10ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、交通事故を防止するため、路面標示や道路反射鏡の新設、修繕及び通学路の安全対策工事を実施するもので、需用費は17か所の道路反射鏡修繕、工事請負費は、新たに8基の道路反射鏡を設置、また、通学路等の合同点検や職員による危険箇所点検等の結果を踏まえ、区画線やカラー舗装、車止め等を設置した5件の交通安全対策工事でございます。詳細につきましては、16ページの工事箇所表と17ページの工事箇所図、図面番号29から33をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金は、工事請負費に充てており、こちらは、財政課がまとめてご説明したものととなります。

最後に、歳入予算の説明でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。決算書は、43、44ページ、土地売払い収入は、法定外公共物のうち、未利用水路の払下げによる売払い収入で、3か所合計103.44平方メートル、収入済額は424万9,000円でございます。

以上、道路課が所管いたします、令和3年度の決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

【天利委員長】 ただいま道路課の説明が終わりました。

これより、質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料7ページの道路橋梁維持管理事務費、こちらのところだと思うんですけど、側溝のしゅんせつというのが非常に町から、町というか町民の方から相談があつて、しゅんせつについてのしなければいけないとかという基準を、まず、お聞かせください。

それと、確認なんですけど、道路橋梁整備事業費の公有財産購入費、これは狹隘道路、対策のための32件ということでよろしいのでしょうか。そこを確認させてください。

それと、10ページ目の道路橋梁維持管理費で、備考欄で、区画線設置工事の執行残となっているんですけども、やりきれなかったのか、それとも必要がなくなってやらなかったのか、やはり安全に関するものだと思うので、やれるのであればやってしまったほうがよかったんじゃないかなということなんですけど、その辺の事情をお聞かせください。

【天利委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 側溝のしゅんせつの基準について、お答えいたします。

側溝のしゅんせつの基準につきましては、基本的には現場で50%以上の堆積がある箇所、しゅんせつしているような状況でございます。あと、場所によりましては、50%以下でも冠水する地域であったりとか、必要に応じてはやっておりますので、その辺は現場、現場で対応しているところでございます。

2件目の、32件の用地の関係なんですけども、こちらにつきましては、狹隘事業の関係になってございます。

【天利委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 3つ目の区画線の執行残の話なんですけれども、この執行残につきましては、公告による入札の執行残になりますので、その分が記載させていただいております。未施工というわけではありません。執行残になります。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 じゃあ、区画線と公有財産については分かりました。臨機応変には対応されてはいるんですけども、非常に相談というのがあって、ところどころで問題のあるというところがあるとは思いますが、相談について、町民の方からもそういう相談があると思うんですよ。そういったときに、どういった対応をされているのかというのを、まず、お聞かせください。

【天利委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 側溝清掃のことでよろしいでしょうか。確かに、側溝清掃につきましては相談が多々ございまして、もちろん現地に職員が赴きまして、その堆積状況を、まず50%を超えているかどうかということで確認します。それと50%に満たない場合も、雨天の場合に現地確認、あるいは流末を確認しまして、道路課として必要であるという判断をしたときには、50%に満たない場合も側溝清掃する場合がございます。そういった対応をしております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かに対応されているのは非常に伝わるんです。けども、何度もやっていないと言われる方がいるんです。なので、その辺のところは、だから、その人が何年もやっていないから、やらないんだと言っているのかもしれないですけど、その辺のところはくみ取っていただいてということで、何しろそういった相談がここ何年もやっていないんですということがあるんです。なので、本当に水が溜まっているようなところを優先してやられているというのは本当、重々理解はできるんですけども、そういった相談についての対応というのは大事だと思うんです。住んでいる方々にとっては非常に切実な問題だと思うんです。雨が降って川のようにになってしまうということについて、そうなりとやはりしゅんせつをしなければいけないということもあるんです。

現場を見られているとは思いますが、優先してやらなきゃいけないということも本当、重々に何度も聞いてはいるんですけども、何年もやっていないというところ、基準が達していないからやられないんだということを、やはり言う人もおられるんです。その辺についての対応ということについて、そういった声が非常にあるということなので、町として、そういった方々の小さな声かもしれないんですけど、対応をしていただきたいなという、要望的な質問にはなってしまうんですけども、どうでしょうか。

【天利委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 側溝の清掃につきまして、まず、要望いただきました、先ほどからの話で現場のほうを見させていただいております。その際に、要望者の方から最初に、その後の対応は必要ですかというお話を伺いまして、連絡をくださいという方につきましては、現場で確認した内容を説明させていただいております。

その際に、冠水する箇所でも本当に体積がない箇所で、違う原因で冠水している箇所もありますので、そういうところは、うちのほうは何年もやっていないだけけどというお話も伺うことは、確かにあるんですけども、その辺は、要望いただいた方には説明させていただいております。必ず現場では、確認し

て、中でここは本当はないなというところもありますので、その際には、ご要望いただいた方に、うちとしてはお話をして、説明をして、納得といたしますか、ご理解いただいて、進めているというところがございます。

以上です。

【天利委員長】 よろしいですね。ぜひ丁寧にご説明いただきまして、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に、佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点だけなんですけれども、小谷交差点の改良工事が、これ測量から設計までやっていただいたということですか。どういった形になるのか、教えていただきたいと思います。

【天利委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 小谷交差点は、県道丸子中山茅ヶ崎線と、東西の町道を結ぶ大蔵宮山8号線と交差する交差点が小谷交差点になるんですけれども、そこにつきまして、県道の部分のところ、そこは小谷小学校の通学路になるんですけれども、県道のところにたまり場がないというところで、道路課は町として安全対策できないか、あと町道、大蔵宮山8号線の東西に向けて、道路が若干食い違い交差、目違い交差、目違いの道路になっていますので、その部分が町として安全対策できないかというところで今検討しているところでありまして、昨年度につきましては、その交差点をどのように改良できるかと、対応できるかという概略設計を昨年度したところございまして、今はまだ周辺の地権者さんと協議をしながら協議を重ね、今後、事業化できるか、どのようにできるかというところを検討中というような形になっております。

以上です。

【天利委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 そうすると、今現在、こういうふうにしようと、今、安全対策、目違いの解消という話を聞きましたけれども、渋滞の解消というの、検討をしている中で結果はどうなるか分からないですけれども、それも含めての検討をいただいているのか。安全だけじゃなくて渋滞の解消、そこも含まれているのかというところをお答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 小谷交差点につきましては、非常に大型車が通行するんですけれども、非常に小さいところもありまして、今、大型車が左折をするとき、北上するときに、青の信号の時間を大型車が取ってしまって、青時間のロスをしていることによって、若干渋滞が延びてしまっているところもありますので、その辺も含めて、今後の小谷交差点の改良の中では、検討はしております。なので、交差点の改良ができることによって、100%の渋滞解消というのはならないとは思いますが、今よりは左折の交通量が青時間をロスすることなく通行できるかと思っていますので、渋滞は、少しは100%じゃないんだと思いますけれども、解消につながるとは考えております。そこも含めて検討しております。

以上です。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

これで、都市建設部道路課の審査を終わります。お疲れさまでございました。
暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、都市建設部下水道課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課所管の決算でございますが、こちら、一般会計と公営企業会計がございます。

説明につきましては、飯田下水道課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございます。決算書は93、94ページ、8款土木費、2項都市計画費、4目下水道費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。18節、負担金補助及び交付金は、下水道事業特別会計負担金、2億2,157万3,012円と、下水道事業特別会計補助金、1億4,996万9,000円となり、決算合計額は3億7,154万2,012円となりました。23節投資及び出資金は、下水道事業特別会計出資金、2,899万4,431円の決算額となりました。これらにつきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

決算書93、94ページの3項河川費、1目河川総務費でございます。タブレット資料は、3ページをご覧ください。下水道の整備事業、河川管理経費、14節工事請負費でございますが、準用河川駒寄川のしゅんせつ工事でございます。不用額は、翌年度に繰越したものでございます。

一般会計については、以上でございます。

【天利委員長】 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方は、挙手にてお願いをいたします。質疑はありませんでしょうか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 それでは、質疑を打ち切りますが、続きまして、下水道事業特別会計のほうに、審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 続きまして、特別会計についてご説明をさせていただきます。

決算書は168、169ページの令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出で、事業運営に係る収支でございます。上の表の収入における第1款下水道事業、収益

の決算額は、13億435万2,878円で、予算額に対し、4,270万4,122円の減額でございます。

次に、下の表の支出における第1款下水道事業費用の決算額は12億7,871万8,772円で、不用額は4,946万6,228円でございます。1枚おめくりいただき、170、171ページは、資本的収入及び支出で、下水道施設の整備や改築更新に係る収支でございます。上の表の収入における第1款資本的収入の決算額は、3億7,457万3,005円で、予算額に対し、4億2,488万7,995円の減額でございます。

次に、下の表の支出における第1款資本的支出の決算額は、8億5,207万4,089円で、不用額は2,829万9,116円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補填してございます。

続きまして、173ページの令和3年度寒川町下水道事業特別会計損益計算書でございます。こちらは、令和3年度中における公共下水道事業の経営成績を明らかにするため、営業活動等による収益と費用を記載し、純損益とその発生の由来を示した計算書でございます。上から営業収益と、2、営業費用の差である営業費用がマイナス4億1,042万9,059円、3、営業外収益と、4、営業外費用の差である営業外利益が4億1,310万2,874円となりましたので、営業利益と営業外利益の差額267万3,815円が、経常利益となりました。5、特別利益につきましては、35万3,076円、特別損失につきましては、5万8,726円となりましたので、これらの差引き29万4,350円と、先ほどの経常利益と合わせた296万8,165円が当年度の純利益でございます。なお、この当年度純利益に前年度からの繰越し利益剰余金、1,277万3,400円を加えた当年度未処分利益剰余金は1,574万1,565円となりました。

174、175ページは、令和3年度寒川町下水道事業特別会計剰余金計算書で、剰余金が、年度中にどのように増減、変動したか、その内容を表した計算書でございます。表中の資本金につきましては、公営企業法第17条の2の規定による雨水の建設財源に充てる一般会計出資金、2,899万4,431円を追加し、当年度末残高は63億9,799万154円となりました。

次に、剰余金のうち、資本剰余金でございますが、自動資産評価額及び補助金に変動はなく、当年度末残高は1億4,073万4,697円。同じく、剰余金のうち、利益剰余金につきましては、当年度純利益が296万8,165円生じたので、当年度未処分利益剰余金は1,574万1,565円となります。

以上、資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度残高は65億5,446万6,416円となりました。

174ページ下段の令和3年度寒川町下水道事業特別会計剰余金処分計算書は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の処理状況を表したもので、令和3年度は、議会の議決による処分を行わず、繰越し利益剰余金とするものです。

176、177ページの令和3年度寒川町下水道事業特別会計貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、令和4年3月31日時点において、保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものです。

176ページ、資産の部における1、固定資産の合計は207億7,368万8,707円、2、流動資産の合計は2億5,006万1,527円で、この2つの額を合わせた資産合計は210億2,375万234円でございます。

177ページ、負債の部における3、固定負債の合計は49億8,342万2,831円、4、流動負債の合計は6億5,588万5,871円、5、繰延べ収益の合計は88億2,997万5,116円、負債合計は144億6,928万3,818円でございます。資本の部における、6、資本金は63億9,799万154円、7、剰余金は1億5,647万6,262円、

資本合計は65億5,446万6,416円です。この資本合計に先ほどの負債合計を合算した、負債資本合計は210億2,375万234円となり、176ページの資産合計と同額となります。

以上が決算報告書でございます。

なお、企業会計決算における法定調書は、各事業の支払いの明細提示はございませんので、歳出の明細につきましては、決算特別委員会説明参考資料によりご説明いたします。

また、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより、科目も多く、その充当先が多岐にわたるため、資料各ページの財源欄と収入番号欄、各表の下段にあります事業に対する収入科目等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

それでは、収益的支出で、事業運営に係る支出について説明をさせていただきます。資料の4ページをお開きください。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、施設管理事業費、下水道維持補修事業費の22節委託料は、下水道施設の維持管理に要する委託で20件の委託を行いました。内容につきましては、参考資料の21ページに記載していますので、ご参照ください。

25節工事請負費は、下水道施設の維持管理に要する補修工事など3件の工事を行いました。内容につきましては、資料の23ページに記載していますので、ご参照ください。27節負担金は茅ヶ崎市直接流出区域の雨水処理に要する維持管理費用について、協定に基づき、茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものでございます。なお、備品費及び委託料並びに工事請負費の不用額につきましては、入札等による執行残でございます。

続きまして、資料5ページの下水道台帳管理費の22節委託料は、下水道情報管理システムの保守点検を行いました。内容につきましては、資料の21ページ下段に記載してございますので、ご参照ください。

資料6ページの、2目相模川流域下水道維持管理事業費、相模川流域下水道維持管理事業費の27節負担金は、神奈川県及び9市3町で構成する相模川流域下水道の汚水処理及び維持管理に要する費用について、応分の負担を行ったものでございます。不用額につきましては、負担金確定による減でございます。

資料7ページをお開きください。3目普及指導費、水質規制事業費の22節委託料は、公共下水道施設の機能補確保を目的とした事業用排水の水質分析で、内容につきましては、資料の22ページ上段に記載してございますので、ご参照ください。

下段の水洗便所等普及事業費の28節補助交付金は、水洗トイレの普及促進等を図るため、当該改造工事に関する助成金及び貸付けあっせん利子補給で、不用額につきましては、申請件数による執行残でございます。

資料8ページをお開きください。4目総係費、職員給与費でございます。1節給与から4節、賞与引当金繰入額までは、事業運営に係る職員の8人分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

資料9ページをお開きください。一般管理費については、事業運営に係る事務経費でございます。20節委託料は、上下水道料金一括納付事務や公営企業に関連する委託など7件の委託を行いました。内容につきましては、タブレット資料の22ページに記載してございますので、ご参照ください。24節賃借料は、積算用プリンターや企業会計システム用機器等の借上料、27節負担金は、日本下水道協会等や一般

会計事務経費等の負担金で、不用額は負担金確定による減でございます。

タブレット資料、10ページをお開きください。5目減価償却費、有形固定資産減価償却費の34節有形固定資産減価償却費は、下水道施設の減価償却費でございます。不用額につきましては、前年度取得資産が見込みより少なかったためでございます。下段の無形固定資産減価償却費の35節、無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権としての減価償却費でございます。

タブレット資料11ページをお開きください。2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、企業債利息の39節下水道債支払い利息は、町債元金に対する利子で、不用額は借入れ額確定に伴う減でございます。下段の一時借入金支払い利息の41節、一時借入金支払い利息は、資金不足の際の一時借入れに対する利子ですが、一時借入れを行わなかったため、支出はございませんでした。

タブレット資料、12ページをお開きください。2目消費税及び地方消費税、消費税及び地方消費税の44節消費税及び地方消費税は、消費税法第4条第1項の規定により、納入するものです。不用額は、消費税確定に伴う減でございます。

タブレット資料、13ページをお開きください。3項特別損失、4目過年度損益修正損、過年度損益修正損の50節過年度損益修正損は、使用料更正に伴う費用でございます。

タブレット資料、14ページをお開きください。5目その他特別損失、その他特別損失51節のその他特別損失は過年度の支払い不足に備える科目の設定で、該当はございません。

下段の4項予備費、1目予備費、予備費の90節予備費は、該当はございません。

ここまでの収益的支出で、事業運営に係る支出でございます。ここからは資本的支出の説明で、下水道施設の整備に係る支出でございます。

タブレット資料15ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目、環境建設事業費下水道整備事業費の22節委託料は、市街化区域における委託料で、高額資材調査など2件を実施し、不用額は入札等による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の24ページに記載してございますので、ご参照ください。

25節工事請負費は、汚水及び雨水に関する建設改良工事で、19件の工事を実施し、不用額は入札等による執行残でございます。

内容につきましては、タブレット資料の25ページ上段に記載してございますので、ご参照ください。27節負担金は、工事の実施に伴う県道掘削事務負担金、及び、田端西地区土地区画整理事業費負担金でございます。不用額は、翌年度に繰越したためでございます。29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は工事に伴う損失補償費の該当がなかったためでございます。

タブレット資料16ページをお開きください。下水道調整区域整備事業費の25節工事請負費は、汚水に関する建設改良工事で3件の工事を実施し、不用額は入札減による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の25ページ下段に記載してございますので、ご参照ください。

27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水整備事業の改築に要する費用について、協定に基づき、茅ヶ崎市へ応分の負担を行うもので、不用額は翌年度に繰越しをしたためでございます。

29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は工事に伴う損失補償の該当がなかったためでございます。

タブレット資料、17ページをお開きください。職員給与費の1節給与から4節賞与引当金繰入額までは、下水道施設の整備に係る職員4人分の人件費でございます。2目建設総務費、一般管理費は、下水道施設の整備に係る事務経費でございます。

タブレット資料、18ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費、相模川流域下水道建設事業費の27節、負担金は、相模川流域下水道の施設整備、事業に要する応分の負担をするものでございます。不用額につきましては、負担額の確定による減でございます。

下段の3項企業債償還金、1目企業債償還金、企業債償還金の54節、下水道事業償還金は、過去に借り入れた企業債の償還金元金でございます。

以上が各事業の詳細でございます。なお、タブレットの決算特別委員会説明参考資料ですが、これまでの説明以外に、19ページに収入決算、26ページに工事箇所図、27ページに公共下水道普及状況表、28ページに供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、令和3年度寒川町下水道事業特別会計の決算に関する説明は、終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま下水道事業特別会計の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

青木委員。

【青木委員】 下水道の普及率について、データもあるんですけども、ほとんど変わっていないような状況、少しずつは増えてはいるんですけども、変わっていない状況が見受けられますけども、何かこちらについて、普及をするための努力ということはされたんでしょうか。

【天利委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 下水道の普及状況の向上ということなんですが、令和3年度につきましては、新規で供用開始された方が4名ほどいますので、そちらのほうにももちろん接続促進ということで、つないでいただくようお願いはしております。そのほかに未接続の方がいますので、今、1,200人ほどおります。その方を順次、チラシを配布して、接続のお願いはしているんですけど、去年に関しては、まだ4人ほどしか接続できていないんですが、今年度からは、去年度、チラシを作成しましたので、そちらを、地区を回って、エリアを選別して多いところからチラシの配付と、来られれば説明もして回っているところでございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 町としては、そういったことについて取り組んでいるんですけど、何かしらの要因と、いうのがあると思うんですけども、1,200名ほどの事情というのは、どういったことでできない、できないとか、やらないとかってそういう事情が、やはり向こう側、町民側のほうはあると思うんですけど、町としては、そういったところはどやうやって見ているんですか。

【天利委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 過去から接続されていない方というのは、話聞きますと、大体説明に伺ったときには、今、お金がないとか、合併浄化槽をつけたばかりで、それをまた壊して接続するのは難しいとか、お金の問題の話をされる方が多いです。それで、うちのほうでも3年間、こういう供用開始されてから

3年間は、改造費の補助金が出るという話をするんですけど、やっぱり、ほとんどの方も3年間過ぎてしまって、助成金もらえない方がほとんどなんですが、そこは基本的には下水道法の中で接続する義務がありますと説明をして、お願いをしているところです。お金の面で、理由が多いです。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 お金の問題が多いということで分かりました。令和3年から、たしか下水道の料金が上がるということになるんですけども、町が言っているのは公平性が保てないからという理由言っている部分があるじゃないですか。その点、その点について、普及もさせなきゃ、そういうのであれば、普及をさせるべきだという気持ちでやっぱりいるわけです。なので、お金の点という意味で言っているんですけども、何かしらの、普及をさせるための新たな取組なんていうことは、していないんですか。

【天利委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 ほかの市町村でも、やっぱり供用開始された後、接続していないというところで、接続率が向上していないという市町村も確かにあるみたいで、問合せとしてあるのは今、改造に関わる費用が3年分しか出ないというお話したんですが、それ以降も出すという検討をされている市町村さんもあるみたいですので、そういったところももし、全国的にというか、方向性が出ればうちのほうもそういったものを検討していきたいと思うんですが、町の支出も増えますので、そこと使用料とのバランスを考えて、検討していく必要があるとは思っております。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。ございませんか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 他になければ、これで質疑を打切ります。

以上をもちまして、都市建設部下水道課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは進行を代わらせていただきます。

午前中に引き続きまして、都市建設部、都市計画課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、都市建設部、最後になります。

都市計画課の決算につきまして、畠山都市計画課長に説明いたしますので、よろしく願いいたします。

【天利委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課が所管いたします、令和3年度決算につきまして、お手元のタブレット資料070、都市計画課決算特別委員会説明（参考）資料により、ご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まずは、決算書89ページから92ページの8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費でござい

ます。タブレット資料につきましては、2ページをご参照ください。2節給料から4節共済費については、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計18人分の人件費でございます。

タブレット資料、3ページをご覧ください。都市計画事務経費でございますが、都市計画事務に要する経費及び各種負担金に要する経費でございます。報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、参考図書及び事務用品等の購入、負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか、3件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの都市計画手数料は、諸証明手数料を充当してございます。

タブレット資料、4ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に、ブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び、沿道建築物の耐震診断、並びに、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を推進する防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1につきましては、決算書35、36ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号2につきましては、決算書39、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部を充ててございます。なお、歳入番号3、決算書39、40ページ、こちらの都市計画補助金は、沿道建築物に該当する申請がなかったため、収入並びに充当はございませんでした。ちなみに、令和3年度の耐震関連事業実績でございますが、耐震相談が2件、耐震診断補助が1件、耐震化改修工事がゼロ件、沿道建築物の耐震診断がゼロ件、危険ブロック塀の撤去、改修が3件ございました。

補助金額及びその財源の詳細につきましては、耐震診断につきましては、上限を5万円とし、国、県、町の割合については、国が2分の1、県は補助額マイナス国庫補助額の2分の1でございます。町がその残額というような配分でございます。また、ブロック塀等改修工事でございますが、上限額が30万円で国が2分の1、県は、補助額マイナス国庫補助の3分の1、町がその残額という配分でございます。

タブレット資料につきましては、5ページをご覧ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示盤の維持管理を行うもので、消耗品費につきましては、住居番号表示盤貼付け用数字シール、及び町名表示盤の購入費でございます。

タブレット資料、6ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費でございます。こちらは、都市計画業務に不可欠な調査委託及びGISシステムの保守更新に要する経費で、委託料は、都市計画法第6条に基づき、神奈川県が実施しております、都市計画基礎調査に対応するため、都市計画基本図の修正及びデータ整備業務の委託を行ったものです。使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務支援システム、GISの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源につきましては、歳入番号1、決算書は41、42ページの県補助金、都市計画基礎調査交付金、歳入番号2、決算書は43、44ページの地図売払い収入、都市計画総括図等の売払い代金を充ててございます。

タブレット資料、7ページをご覧ください。空き家対策事業費につきましては、町内における空き家

等に関する対策を総合的、計画的に進めることを目的とするもので、報酬は、空き家対策協議会委員の報酬、旅費は協議会委員の費用弁償でございます。

タブレット資料、8ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は41、42ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

タブレット資料、9ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運行をはじめ、鉄道の輸送力、利便性の向上など、交通施策の推進を目的としているもので、報償費については、地域公共交通会議における謝礼、印刷製本費は、ダイヤ改正に伴う時刻表冊子の印刷代、委託料はコミュニティバス運行に要する費用でございます。コミュニティバス利用者状況に関しましては、新型コロナウイルスの影響により、全体的には利用者の減少が見られており、コロナ禍以前の平成30年度の年間利用者数の比較では、約20%の減となっております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、及び、相模線複線化等促進期成同盟会への負担金、寒川―海老名駅間の路線バス運行に対する負担金、JR東日本が実施いたしました、相模線宮山駅駅舎改修に伴うトイレ整備補助金でございます。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は45、46ページの繰越明許費繰越額繰越金を充ててございます。

続いて、決算書91、92ページの2目公園緑地費でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。公園緑地管理経費は、公園等の維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、消耗品費は、公園等維持管理用品の購入、燃料費は、一之宮公園及び川とのふれあい公園管理事務所の暖房用灯油の購入費、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガス等の料金、修繕料は遊具、駅前公園トイレの給水設備、一之宮公園管理事務所の消防設備の改修、それとベンチ等々の修繕費でございます。役務費は、一之宮公園管理事務所の電話料金や町内12か所の砂場における大腸菌群数及び回虫卵の検査手数料、並びに公園の遊具等の保険料でございます。委託料は、公園緑道における樹木剪定や除草、遊具の点検やトイレ清掃など、12件の委託料で、17ページには一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。使用料及び賃借料は、川とのふれあい公園、ほか2か所の公園等用地の借上料、原材料費は、砂場への補充用川砂、ベンチ補修用木材の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、公益財団法人、かながわトラストみどり財団への負担金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1は、決算書25、26ページの森林環境譲与税、並びに、決算書、29、30ページに記載されておりますが、歳入番号2の都市公園施設設置管理使用料、歳入番号3、都市公園使用料、歳入番号4、公園占用料、歳入番号5、行政財産使用料を充ててございます。

タブレット資料につきましては、11ページをご覧ください。公園等共同事業費につきましては、公園愛護会活動を通して、公園の美化、維持管理及び愛護思想の普及啓発を目的としたものでございまして、報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書43、44ページ、緑化基金繰入金を充ててございます。公園愛護会につきましては、令和3年度末時点において、5団体が9つの公園

で活動いただく状況となっております。

タブレット資料は12ページをご覧ください。公園等整備事業費でございます。工事請負費は、川とのふれあい公園サッカー場の改修工事でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書43、44ページ、まちづくり基金繰入金を充ててございます。また、本件につきましては、日本サッカー協会のグリーンプロジェクト事業により、補助金の対象工事ございましたので、9月7日にJFAからの補助金の受入れが完了しているところでございます。

タブレット資料につきましては、13ページをご覧ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑化の推進を図るための積立金で、特定財源につきましては、歳入番号1、決算書41、42ページの緑化基金利子を充ててございます。

タブレット資料は、14ページをご覧ください。緑の保全普及啓発事業費につきましては、公園等の緑化や緑の保全に要する事業費で、消耗品は、産業まつりに併せて行う緑化フェアでの配布用苗木の購入費、負担金補助及び交付金につきましては、保存樹木及び樹林所有者に対しての保全に係る推奨助成金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源につきましては、歳入番号1、決算書43、44ページの緑化基金繰入金を充ててございます。

続きまして、決算書は93、94ページの5目、国県事業対策費でございます。タブレット資料は15ページをご覧ください。国県道整備促進事業費は、国や県が行う道路及び河川事業に対しての整備促進要望に伴う経費でございます。旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか、3県への負担金等でございます。

最後に歳入でございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。決算書47、48ページの土木費雑入につきましては、一之宮公園自動販売機電気使用料及びコミュニティバスの広告掲載料でございます。その他につきましては、職員の扶養調査に伴う職員手当の返納分でございます。

説明につきましては、以上です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

茂内委員。

【茂内委員】 2点あります。よろしく願いいたします。

まず、耐震改修促進事業についてお伺いいたします。申請の実績が少なかったことによる、執行残が多額となっておりますが、令和3年度については、どのような周知を行ってきたか教えてください。

もう一つは、空き家対策についてです。空き家の問題はあらゆる場所で問題になっていますが、寒川町においても、町民の方々からお声がある中、事業の1つの中では大変だとは思いますが、令和3年度の事業の概要を拝見させていただきましたが、記載されている内容が大まかでしたので、町で行っている事業の流れについてお伺いしたいと思います。

【天利委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 2点、ご質問いただきました。

まず、耐震のほうの周知方法という点でございます。周知に関しては、今、主に昨年度させていただいたのが、耐震相談に関する周知というのをさせていただいております。これ、具体的には広報に載せて、毎月の広報のカレンダーの部分があるかと思うんですが、そちらのほうに掲載をさせていただいております。こちらについては、引き続き現在も行っているところです。

それと、あと町の都市計画課のホームページ、そういったところでも周知をさせていただいているところです。ただ、昨年度につきましては、耐震相談のほうも直接対面式で行っているものなので、緊急事態宣言であったりとか、蔓延防止のタイミングというのは、そちらのほうも、お問合せがあっても若干控えさせていただいているような状況もございました。そんな中で、最低限の周知というような形になったかと思うんですが、そのような形で促進といいますか、努めさせていただいているところです。

それと、あと2点目の空き家の関係なんですけど、実際に令和3年度、どのような具体的なことがあったかという部分になろうかと思えます。まずは、空き家の対策計画、こちらを策定させていただきました。それに伴って、特定空家だったり、空き家のことをいろいろな視点から協議を行う、そういった形の空き家の対策協議会というものも合わせて立ち上げさせていただいております。今後はそれを基本に、空き家対策を推進していくというような、要は基盤となるようなものの策定をさせていただきました。

あとは、個別の案件で、うちの近所の、ここのおうちが、草が生えているんですよとか、木が伸びていますよとか、壁がちょっと穴が開きそうで怖いんだけどというようなお話が、直接いただく状況もございます。そういったお問合せに対しては、空き家の特措法に基づきまして、私どものほうで所有者等の確認をさせていただいて、そちらの方に個別でアプローチさせていただいて適正管理、そういったものを行わせていただいております。それについても通年随時受け付けさせていただいて、対応させていただくというような形の空き家に携わる業務をさせていただいております。

以上です。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 耐震改修の促進事業なんですけども、今後は見えてきた課題を基に、どのように耐震率の向上を図っていくのか、町としてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。また、空き家対策なんですけども、総合計画2040の参考資料を見ますと、相談の目標値、耐震相談の申込み件数、目標値が4、そして実績が2、そしてまた、空き家所有者から専門家への相談の仲介の件数が、目標が2で実績がゼロとなっております。ただ、上のところの問題空き家の解体、活用件数を見ますと、目標が5、そして実績が5となっております。ということは、相談とかを受けてから次のステップといいますか、実際に解体とかに進んだものがきちんと形になっているのかなとは思ったんですけども、町としては、相談と仲介をまず、スタートとしてやっていくことに当たって、何かアクションというものが必要な中、どのようにこれからもしていくのかと思ってお伺いしたいと思えます。

【天利委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の耐震の関係、こちらの耐震化率の向上という部分なんですけど、こちらにつきましては、現在、行っております、そういった空き家の耐震化に向けての事業というのは当然継続していくというのがベースにはございます。そんな中でなんですけど、今年度につきましては、

寒川町も耐震化改修促進計画、こちらの改定というのを今、手がけております。この手がけている中でなんですが、耐震化の木造住宅を所有されている方に対しての、直接のダイレクトメールといたしますか、そういった形のアプローチを今年は近々させていただくということで考えております。

その中で、何が原因でできないのかとか、耐震化に至らない理由というのをどうしても我々も把握しておかなければ、それに対応する対策というのはなかなか講じられないという部分もございますので、アンケート形式を今、考えているんですけども、そういった形で、ダイレクトメールを送った方に対して、その方からのリターンをいただけるような形で調査を進めていきたいと思っております。

その調査をきっかけにして、いろいろな個別のケースが出てくると思うんですけども、その方たちと個別といたしますか、そういったところの中で、耐震化の耐震相談につなげたりとか、そういった形が取れていければいいなと思っているところです。

もう1点の空き家のほうなんですけれども。

【佐藤（正）副委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 空き家の対策について、回答させていただきます。

先ほどの総合計画の中での仲介件数がゼロ、解体の件数が5件というところであったと思うんですけども、仲介に関しましては、こちらは都市計画課の窓口などに対して、空き家についての相談という中で、専門業者様への仲介などを要望される方が昨年度は1人もいらっしゃらなかったというところで、ゼロ件というところになっております。

解体についてなんですけれども、こちらにつきましては、都市計画課のほうで空き家の対策としてやらせていただいている事業の1つとして、町民窓口課で行っております。おくやみコーナーの予約をされた方をこちらで教えていただいております、予約された方、亡くなられた方がお住まいだった住宅が、ほかに住民登録などがないおうちと分かった場合には、その住宅を今後どうする予定かなどをお伺いして、それで空き家の状態であることが確認できた場合には、こちらでそのことを記録を取っておいて、新しく住宅がその場所に建築されたものとか、あと3,000万円控除、国の控除の申請があった場合などに、その家が解体されたことなどの確認を取っております、それで昨年中に解体の確認が取れたのが5件あったという形になっております。

それで、そのほかにも、令和3年度中ですと、空き家と思われる家の相談が13件ございまして、そのほとんどが、草木がたくさん茂ってしまっていて、隣の家にはみ出してしまっていたりとか、あと、台風の際などに家の家財などが隣の家に飛んでいってしまったみたいな相談がございましたので、その場合には、こちらのほうで所有者の方をお調べさせていただいて、また、所有者の方に連絡を取らせていただいで対応などをお願いしているんですけども、その中で、解体に結びついたものが2件ございまして、それで、現状でもまだ残った家は、空き家と確認が取れたのが8件ございますので、そちらについては経過を観察しているような状態になります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 空き家対策について、私も聞かせていただきます。総合的に、計画的に、基盤的なも

のを建てたという話なんですけど、その対策の会議で、どういった点に力を入れていこうとかという、そういう会議になったのかということをお聞かせください。

それと、あと公共交通充実促進事業費、タブレット資料9なんですけど、コロナ禍の中でも利便性の向上について取り組んできたと思うんですけども、いろいろと先ほども20%減で、コミュニティバスなどは20%減ということなので、そこは仕方ないとしても、コロナ禍でも利便性向上を常に心がけてやっていたかなきゃいけないと思うんです。そういった点で、コロナ禍の中での取組について、どういったところに力を入れて、取り組んでおられたかということをお尋ねします。

あと、公園緑地の充実事業費、こちらは執行残もそんなになく、管理は行き届いているのかなと思うんですけども、今年度の目的というのは達成できたのかなということ、やっておられるというのは感じてはいるんですけども、その辺のところの見解、目的が達成できたかということの見解をお尋ねします。

【佐藤（正）副委員長】 3つ目は公園緑地管理経費のことですかね、だから、17分の10ページの分です、3つ目は。

答弁お願いします。畠山課長。

【畠山都市計画課長】 3点いただきました。

まず、1点目の空き家の対策協議会、そういった中で、どのような形が今後、対策のポイントと言えるのかという部分なんですけど、こちらの協議会の中でも議論させていただいて、今の計画の中でもそれが柱となっているものなんですけど、まずは空き家の予防をとというのが、まず、一つございます。それと、予防の次のステップですか、同じような中で、空き家対策を進めていく上で、空き家の適正管理という部分もございます。仮に空き家であっても適正に管理されているものであれば、それについては、管理されているようであれば、特段問題ないという部分になります。それと、そういったものよりも、もう少し進行してしまった空き家については除却と、あとは利活用という3つの3本柱を軸にして対策を進めていくということで今現在、取り組んでおります。

それと、コロナ禍における交通施策、交通の利便性という部分なんですけれども、基本的には、現状を維持して、コミュニティバスについては特にそうですけれども、現状を維持するというのが基本で動かさせていただきました。そんな中でも、要は感染予防、この辺は委託の事業者さんのほうで主になってやっただけの部分でございまして、シートを貼ったりとか、あとは手指の消毒とか、そういったコロナの基本的な感染症対策というのは怠らずに、運行を続けさせていただいたというようところでございます。

それと、公園の、令和3年度の目的の達成度合いという部分でございまして、これについては、樹木、あとは草刈りとか、そういった施設的なもの、街灯があったりとか、いろいろなものが、我々が管理させていただくものがございまして、そういった中で、予算的なものにつきましても、最大限の効果が出る形で、何とか対応することができたかなと考えてございます。

ただ、公園の利用者、ここで一時期よりは、やはり、ここ何年か見ると、コロナによって、公園とかそういった野外活動にいろいろな人が注目して、利用していただくような部分が増えた、そんな中で、コロナが今、こういった経過、浮き沈みありますが、進行していく中で、利用者の方というのは、公園、

多くなってきているなど考えてございます。そうしますと、いろいろな視点で公園を見ていただくことになりますので、そんな中では、我々が気づかないようなところ、そういった部分もご指摘を受けていただく部分も多々、増えてきているのも事実ですので、引き続き、そういったところにも目を向けて、対応していきたいなど今、改めて思っているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 補足ありますか。石黒主査。

【石黒主査】 補足させていただきます。まず、空き家対策計画についてなんですけれども、こちらにつきましては、まず、町のどの部分に対してということではなく、区域を設定するものなんです、他市町村の事例を見ますと、山があったりとか崖があったりとか、そういうところだと、その部分を重点的にというやり方があるんですけれども、寒川町の場合、分析をした結果、特にどの地域に空き家が多いという結果が出なかったものでして、町内全域を対象とさせていただいております。

その結果、他市町村と比べても空き家自体は少ないという結果になっておりますので、やはり予防が大切ということで、予防に重点を置かせていただいております。

それで、今、予防の点でやらせていただいているのが、先ほどにもありました、おくやみコーナーでの家の管理をお願いするのと、連絡先などを教えていただいているんですけれども、その効果もあってか、空き家対策のところ、こちら、担当部署となってから、空き家についてのご相談は集計を取っているんですけれども、令和元年につきましては、相談件数は23件ございまして、その後、令和2年には18件になりました。

令和3年、昨年度は13件と減少してきている状態になっておりますので、やはり相続が開始された時点で、空き家の適正管理についてご説明させていただいていることについては、効果があるものところからは実感しているところでございます。

次に、交通についての利便性向上の取組なんですけれども、こちらにつきましては、昨年度、11月に藤沢市の協力を得て、隣接する藤沢の瀬郷や宮原地区の自治会に対して、今、東ルートで、実証で行っております、小動北バス停のPRのチラシを広報誌、広報の11月25日号に、こちらで作成したPRチラシを挟み込みで全戸配布をさせていただきました。対象としたのが瀬郷自治会と宮原自治会、あと打戻第二自治会で、合計1,152部、配付させていただいて、あと藤沢市の御所見市民センターにもチラシの配架をお願いしております。

結果としては、その後に小動北バス停の利用者が増えているんですが、ただ、同じタイミングで、蔓延防止の措置が解除されたりしたこともありまして、だんだんと小動北に限らず、全体のバス停の利用者が増えているタイミングでしたので、これによる効果が直接的なものかどうかは、現状、把握できていないところではございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 非常に詳しく説明していただいて、ありがとうございました。

まず、空き家対策なんですけど、非常に藤沢とか、ほかの地域と、自治体と違って平たんなところで、全体的な、全町的な空き家対策ということで、一番重点に置いているということが予防だということで、

非常によく分かりました。

あと、ほかの柱というのがあるんですけど、地域を回っていると、適正管理というか、ほかの地域に住んでいらっしゃるって、1か月に何回とかというように管理、親族の方が空き家をやっているという方がいらっしゃるというのは聞いているんですけど、その辺のところというのは把握されている、それも管理しているというのが分かるので、そういうことだということでも分かるんですけど、分かるのであれば、何件ぐらい、そういったところがあるのかということも聞かせていただきたいと思います。

それと、いろいろと今、利便性の向上について、コミュニティバス利用していただくということで、藤沢市まで伸ばして利用者をとということで、効果というのが今のところ、確認はできないということなんですけども、非常にいい取組だなと思いました。

ほかに、そういったことに取り組んだということ、ほかにコミュニティバスだったんですけど、ほかに何かそういったことに取り組んだことというのはあるんでしょうか。その辺のところを聞かせてください。

公園緑地のほうは、今、町民の声の中で、気づかない部分も結構言われているというようなことが、今、聞きましたけども、私もそのままにしていって気づかないという部分、ああ、ここということもあるんですけども、町民の目でいろいろな意見を聞くということが大事なんですけども、気づかない部分とといったところというのは、具体的に言うと、どういったところだったのかということを知りたいんですけども、お答えいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の空き家の管理者の方が、例えば地域性ですよ。町内に住んでいる、あるいは、どこか遠いところから、月々まとまって定期的に管理してきているとかという部分なんですけども、直接、我々がこういったおうちで草が伸びていますよというご連絡を受けて、その所有者に連絡を取る、コンタクトを取るというケースについては、例えばこの方は横浜の方なんだとか、そういうものは把握させていただいています。

ただ、それ以外の通常、我々のところにお話が来ない中で、適正管理されている方という部分については、そこまでの把握は今、しかねているという状況です。先ほどもあれですが、危険性だったり、そういったものがなければ適正に管理されている。そういったものに、我々行政から、そこまで言葉はあれですけど、出向いて行ってという形までは、取るのは難しいかなというところなので、そういった部分でご理解いただければと思います。

それと、あとコミュニティバス、ほかのコミュニティバスも含めて、ほかの交通関係の取組という部分でございますが、物的にああした、こうしたというのは特段……、これは担当のほうから、また、この後、お話しさせていただきます。

それと、あと公園の気がつかない部分といったところですが、通常、我々がどうしてもパトロールして回ると、ある程度、遊具だったりとか、あとは木だったりとか、草が伸びているというところで、そういった部分を見て回らせていただいているんですけど、やはり利用されている方からいくと、例えばフェンスが割れて、破れているとか、遊具のここが壊れているよとか、そういったお話というのは、いただきます。例えば、中央公園にしてみても、築山のところに石が落ちちゃっていたよとか、そう

いったお話、自転車捨ててありますとか、そういった本当に密着している方が、普段見ている方が気がつかれていらっしゃるようなことをご連絡いただくというような部分でお話、状況でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 バスに関する施策なんですけれども、先ほどご説明が抜けてしまっていたんですが、先ほどご説明させていただいた小動北バス停のPRのためのチラシをつくった際に、裏面が空いていたので、そちらの分に関しては、また別で、今度は海老名と寒川を結ぶ路線バスについて、こちらで対象とした地域で一番近いバス停が、キリンビバレッジ前のバス停がございましたので、そちらにちょうど町で設置したサイクルアンドバスライドがございましたので、そこまで自転車で行っていただければ、そこから海老名駅までバスで行くことができますというPRを行わせていただきました。

こちら先ほどと同じように路線バスなので、どこのバス停で何名の方が乗ったかみたいな情報が取れていないもので、効果のほどは定かではないんですけれども、そのような活動を昨年度はやらせていただきました。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 非常に分かりました。

最後の確認なんですけど、キリンビバレッジについての告知というか、周知というのは、チラシとかそういったことのほかに何かやったということはあるんですか。それだけ最後にお尋ねします。

【佐藤（正）副委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 キリンビバレッジ前の路線バスのバス停のPRをさせていただいたのは、小動北バス停をPRする際のチラシの裏面で行わせていただいているので、同じ方を対象としてしまっているんですけれども、そのときにやらせていただいたのは1,152世帯分のチラシ配布で、同時に行わせていただいた状態です。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。

他にございますか。黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、耐震改修促進事業費のところですが、毎回聞かせていただいて申し訳ないんですけれども、予算に対して、執行残が大分ありますよと。当然、実施計画の中にも、耐震化率を上げる目標を立てていますので、それを実現するためには、これだけの予算が必要だったと。なので、こういう予算が立てられたということはよく理解します。

それから、耐震改修工事のほうがなかなか進んでいかないという理由を、これまで何度も聞かせていただいていますので、よく承知をしているところなんですけれども、まず、実施計画の目標値が、これは多分、今年度の予算のときにも言われたと思うんですけど、実際、耐震化率を目標にしているの、非耐震としっかり分かっている建物と、非耐震の可能性のある建物に分かれると思うんですけど、この2つが耐震化されていないものだという把握をせざるを得ないと思うんですよ。

まず、その棟数がどれくらいあるのかというところ、当然、今、寒川の状況を見ますと、新築の戸建て住宅がたくさん毎年毎年建っているんです。なので、建物全部の戸数というのは、毎年毎年増えていく。当然、非耐震として町が把握する、数として捉える部分というのは、基本的に変わらないか、いつか減るかというところなんですけど、当然減る量と新築の住宅が建つ部分というのは、数が全然違うので、こういう言い方は失礼かもしれないけど、例えばいわゆる非耐震と捉える部分の戸数が全く変わらなかったとしても、新築の住宅がどんどん、どんどん増えていけば、耐震化率というのは自然に上がっていったらいいんです。

だから、目標値のまず、捉え方として、町として捉えるのは、1つが地震の災害のときに建物が、倒壊する建物を減らしたい。それによって下敷きになる方を減らしたい。それから、倒壊すると当然火事も増えてしまうので、そういった火災の延焼とかも防ぎたいということを考えると、やはり非耐震の建物をどれだけ減らせるかというところに目標を持っていかないと、町の実態がなかなか表れてこないと思うんです。なので、実施計画、まずは4年やりますから、この4年の中で、その辺を担当課としてどう捉えていくかというところは、今も調査研究しているところだと思いますけれども、その辺についての、まず、見解を一つ伺いたいのと、耐震診断をやっただいて、耐震を保っていますよという結果が出れば、それはもう耐震化がされているお宅ですよと把握することができるんです。要は、分からない建物がまだまだたくさん残っているというのが実態なんだと思うんです。

だから、まずは耐震診断を、要は町としては実態をつかまなきゃいけないから、耐震診断をまずは進めるというところに少しシフトしてもいいのかなという気がしているんです。今、耐震診断の上限の補助というのが5万円になっているから、5万円というところがネックになっているのか、なっていないのか。それから、当然そこから進んで耐震診断をやっただければ、改修しようという決断をされる方も、もしかしたら増えてくるかもしれない。ただ、改修についても上限額がありますし、改修に踏み切れない理由としては、担当課も既に金銭的なネック、ハードルがそこには存在するというところを捉えているので、ここの耐震改修に向けての適正な補助額というのも今、既に調査研究も進めていただいているんだと思うんです。

ただ、町の税金を使うので、個人の所有物に対してどこまで補助できるかというところのバランスと、これを捉えなきゃいけないので、どうしてもやりたいからといって、そこにばかり税金を投入することも無理があるということも重々理解するわけですが、実施計画にこうやってしっかりと目標値も定めて、取り組んでいくんだという意気込みを持って、今回の新しい総合計画の実施計画の中にも、事業として、しっかりと落とし込んだわけですから、そこにはしっかりと執着を持ってやっていただきたいと思うし、我々もいろいろと知恵を出せる部分は出していかなくちゃいけないとは思っているので、現段階でのその辺の見解をお聞かせいただければと思います。

それから、11ページの公園等共同事業費、これは公園の整備を民間の団体をお願いしていますということで、28万5,000円、緑化基金のほうから出していますというお話でございました。それから、ページでいうと、樹木と樹木の保存、これに対しても緑化基金のほうから充当しましたというお話でございました。

町で持っている基金をいろいろ見てもみますと、この2つの事業は、話を聞くと、これからも少なくとも

も数年間は継続的に行われていく事業なのかなと理解をしているわけですが、緑化基金の令和3年、昨年度、71万円切り崩しているの、残りの残高としては、まだ2,400万ぐらいありますよということなんですが、ほかの基金の性質を見ると、利子分しか積立てしていない基金というのは、基本的にあまり動かない。減債基金が一つ動いているんですけど、これも一時のものだけなんです。

継続的な事業に、基金を切り崩しているところって、緑化基金ぐらいしか見当たらないんです。多分緑化基金のもともとの目的としては、当然公園とか緑地等の保全、そういったものに使う目的はそうなんだけど、恐らく将来的に公園の整備等があった場合に、使うためにこれだけの金額を積んでいたのかなという気がするんです。当然、緑化のための事業に使っているの、決してそれが悪いとかということではなくて、積立て原資が、利子分ぐらいしか見当たらない中で、継続的な事業に使っていくことによって、基金がどんどん、どんどん、毎年、毎年減っていくという状況が続いたときに、基金の原資の確保というのをどうするのかということなんだと思うんです。

ここの緑化基金に積立てができるものの原資を考えると、妥当に考えると利子分ぐらいしか出てこないのかなと、現状では。なので、継続的に行われている事業に関して、基金を使っていくということに関しての考え方、それについて、お聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 梶山課長。

【梶山都市計画課長】 それでは、まず、1点目です。耐震化の目標、町の捉え方といいますか、今の現バージョンの耐震改修促進計画だと、先ほどお話ししたように、89%というのは全体の中の数字じゃないというところ。前回もご指摘いただいたように、それは実際の内数、何棟あって、それが何棟進んでいったのかというような部分なんですけど、こちらについては、数量をここで、計画を改定する部分もあって確認させていただいているところです。

そうしますと、総数というのは、令和元年、2年、3年と変わってきているのは事実です。そして、令和2年度末が未耐震化と推測される家屋が2,156戸ございました。令和3年度末でいくと、2,106戸という形になっています。これの内訳でいくと、未耐震化家屋が耐震化工事を行ったという数字は、去年、令和3年度はなかったので、ほとんど取壊しというところなんです。

それでいくと、数字の差引きからいくと、令和2年度末から令和3年度末で約2.3%とか、そのぐらい未耐震化家屋が減少したという形が見えてくるような状況になりますので、その辺の数字を計画の中には反映させる、目に見えるような形でお示ししていければと、今考えているところです。その辺を基に、分母も動いていってしまう話なので、その辺を軸に考え、数値としては捉えていきたいかなと思っています。

それに伴って、先ほどの耐震診断の、要はネックになっていく部分というお話なんですけど、こちらについても、今回、改めてのダイレクトメールというやり方をしますので、その中で、返ってきたご意向だったり、そういったものは当然、計画にも含めていかなきゃいけない。そんな中で、助成金、補助金、こちらの、どのぐらいの額が適正であるのかとか、その辺は考えてみようかなと思っています。ただ、寒川町の助成額というのが近隣に比べて低いかという、そういう状況でもないという部分もございまして、近隣市の状況を踏まえた中、それと、皆さんからのご意向、ご意見を聞いた中で、税金をそこに投入するというラインというのは見定めていきたいなと考えてございます。

それと、3点目の緑の緑化の基金なんですけど、こちらの例えば20年先、30年先、どうなんだという部分なんですけれども、その時点になったら、こういったものをそこに充当しますというものが、今後、考えていかなきゃいけないという部分は事実なんです。ただ、一時期、樹林と樹木の助成というのは、緊急財政の関係でストップしていたものを、ここで新たにリスタートさせていただいている状況なんです。ただ、そんな中で、十数年、それがストップしていた状況ではあるんですけども、その間に保存樹木については、33本減少している。それと、保存樹林については、約1万5,000平米減少しているということが、実態としてはございました。補助金によって、奨励補助金によって、持ち主の方が土地の利活用をそこでストップするかという部分は不明確なところではあるんですけども、こういったものをきっかけとして、緑、これからの我々の将来には欠かせないものですので、そういったものは確保していきたいという思いで、今やらせていただいています。

それと含めて、愛護会のほうなんですけれども、愛護会のほうの方々も本当に一生懸命活動してくださってまして、公園は限られた9か所という公園ですけども、清掃が行き届いている、草等の繁茂というのも抑えられている。地域の方々のコミュニティーもそこで形成していただいて、新しい皆さんの活動というのでもそこで生まれてきているとかということを見ると、何と比較したらいいのかというのは、基準ラインは別としてなんですけど、お金ではない世界ではあるんですけども、費用対効果という面で行くと、それ以上のものが今、生まれているのかなと思っております。なので、そういった皆さんのご協力もいただきながら、基金をただ単に崩していくという形ではないような、やり方もまた見つけていければと考えているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今の課長のお話を聞くと、町にとって継続的に必要な事業と捉えると、基金を取り崩してやる事業なのかなという思いが出てくるわけです。当然、一般財源でいいんじゃないですかという考え方もあるんだと思うんです。なぜわざわざ基金を取り崩して、そこに充てるのかというところが、決して余っているお金ではないわけじゃないですか。

当初は、多分、私が最初話したように、いつか公園の整備とか、そういうところのためにという積み立てだったと思うんです。今のところ、その計画がないので、取りあえず、ここから出しておきましょうかという考え方なのかもしれないけど、本来、この事業の性質からいくと、基金を取り崩して、やるべきものなのかどうかというのは疑問が残るところかと思っておりますので、よく戦っていただいて、財政と。私はそう思います。

耐震化のほうですけども、今、課長のほうからもあったように、実態をつかんでいくと、実は非耐震と思われる建物が、もう実質的に減っている部分があるという実態がある。ただ、このほとんどがどっちだか分からないというのが現状なんだと思うんです。そこがはっきりするためにどうするかというところは、やはりしっかり考えていかなきゃいけないのかなと思いますので、そこについては、調査研究していますと。これから新たな計画も、見直しをしているところなのでということなので、待ちたいと思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

結構です。

【佐藤（正）副委員長】 大丈夫ですか。
他にございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。
以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それは休憩を解いて会議を再開いたします。
ここからは、拠点づくり部の審査に入ります。

まず、拠点づくり部、倉見拠点づくり課の審査に入りますので、執行部の説明を求めます。
廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、ただいまより、拠点づくり部の所管の令和3年度決算につきまして、よろしくご審査をお願いいたします。

まず、初めに、倉見拠点づくり課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料に基づきまして、説明させていただきます。説明に当たりましては、臼井課長より行います。よろしくお願
いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 臼井倉見拠点づくり課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 それでは、ご説明をさせていただきます。

決算書は91、92ページの8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。市街地整備の推進事業費であります。東海道新幹線新駅誘致及び、ツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。

8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。執行残につきましては、JRや国会議員への要望活動のほか、期成同盟会総会や幹事会などが新型コロナウイルス感染症により、延期や書面開催となったこと、県派遣職員の出張が少なかったことによるものです。

12節の委託料につきましては、まちづくり事業調査委託料143万円で、ツインシティ倉見地区のまちづくりを検討するための業務にかかる費用となっております。概要といたしましては、関係機関協議に伴う図面作成、ニュース発行支援などでございます。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、3件で69万8,900円でございます。内容といたしましては、ツインシティ現地駐在事務所運営費負担金50万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金15万5,000円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金4万3,900円となっております。執行残につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、事業が中止になったものに対し、戻入されたものでございます。

タブレット資料は、3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅の整備に要する資金を積み立てたもので、令和3年度は7万9,407円が積立額となりました。なお、令和3年度末の積立て総額は、6億7,038万4,945円となっております。

続いて、下表をご覧ください、東海道新幹線新駅整備基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの東海道新幹線新駅整備基金利子7万9,407円で、本積立金へ充てております。

タブレット資料は、4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備の事業に要する資金を積み立てたもので、令和3年度は、預金利子の909円が積立額となりました。なお、令和3年度末の積立て総額は768万5,755円となっております。

続いて、下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの都市基盤整備事業基金利子909円で、本積立金へ充てております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 今回は、東海道新幹線新駅の整備基金積立金は利子のみということだったんですけども、いろいろと新駅を作るに当たって、JRと深くつながりがあると思うんです。その辺の今、令和3年度現在、どういった進捗状況に、進捗というか、新駅を作るに当たって、どのぐらいめどが立っているのかということについて、町の見解を聞きたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 JR東海さんには、毎年度、要望活動を行っておりまして、JR東海さん側からは、現在は新駅設置の可否について、具体的に検討できる段階に至ってはございませんけれども、新駅を前提としたまちづくりについて、鉄道事業者として協力できるところは協力していくというご回答をいただいている状況でございます。

こういった中で、令和元年の12月に、技術的な相談にもJRさんのほうと行うことができまして、そういったことから、新駅設置の見通しというものは、私どものほうといたしましては、明るいと捉えておりますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうは言っても、やはり今一定、現在、可否をとすることは判断しかねるということだったので、この辺のところはやはり見通しがつかないのかなと。それ以降は考えますという話なので、可否ということについて、なぜそこがJRとしては判断ができないのかということについて、町としては、どういった見解でいるのでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 川部副主幹。

【川部副主幹】 JRの要望の回答の中で、リニア中央新幹線が開業しないと今現在、ダイヤが過密というところで、のぞみ機能の一部がリニアに移ることによって、初めてダイヤに余裕ができて、それで新駅の余地が高まるということがございますので、リニア中央新幹線の開業後というところが今、JRさんからの回答もございますので、そういったところを見据えて今、取り組んでいるところです。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 リニア開業については、今どういった状況かというのを把握しているのでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 リニア中央新幹線、現在、神奈川県におきましては、橋本駅の南口の周辺で、神奈川県の駅、仮称ですけども、そちらの工事のほうが進められているということで、お話は伺っております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、拠点づくり部、倉見拠点づくり課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、拠点づくり部、田端拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 続きまして、拠点づくり部、田端拠点づくり課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきます。

説明に当たりましては、飯尾課長より行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部、田端拠点づくり課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会資料、参考資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は91、92ページ、8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、92ページ備考欄の上から6行目の005-02、田端西地区まちづくり事業費が本課に該当するものです。

それでは、タブレット資料、2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費ですが、これは新たな産業集積拠点を整備する田端西地区土地区画整理組合に対し、事業を支援するためのものがございます。

8節の旅費については、関係機関などの調整に係る職員の普通旅費、10節の需用費は、図書の購入費でございます。12節の委託料については、町道田端35号線の交差点改良を行うため、用地取得に伴う測量作業や不動産鑑定業務の委託料でございます。不用額は入札による執行残でございます。

18節の負担金補助及び交付金については、土地区画整理組合が行う公共施設等の整備に関する工事費や調査設計費などの助成金の交付を行うものです。具体的には、道路や下水道の築造工事、測量業務や換地に関する調査設計業務、補償費などに対する助成になります。

なお、不用額は繰越してございますが、その理由としては、令和3年の1月に交通管理者である県警本部との実施協議を行ったところ、歩行者の安全確保と歩行者ネットワークの観点から歩道を追加する意見が出されまして、道路に歩道を追加する設計としたことから、予定していた工事着手が、令和3年度当初から約半年遅れました。このため、令和3年度中に予定していた工事が全て完了できず、翌年度に繰越しが生じてございます。

続いて、下表をご覧ください、田端西地区まちづくり事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページの田端西地区まちづくり事業債を充当してございます。この助成金の交付により、住宅街区周りを囲む道路や下水道の整備がされました。また、現地の工事も着々と進んでございます。

以上で、本課が所管する令和3年度決算について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑がなければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、拠点づくり部、田端拠点づくり課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部、寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部、最後になります。

寒川駅周辺整備事務所所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきます。

説明に当たりましては、中村所長より行いますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 中村寒川駅周辺整備事務所所長。

【中村寒川駅周辺整備事務所所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は91、92ページ、8款土木費、2項都市計画費、3目駅周辺整備費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。職員給与費2,063万3,292円は、職員2人分の人件費でございます。

次に、タブレット資料、3ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費1,757万4,447円は、寒川駅南口の整備に関する事業費でございます。工事請負費は、寒川町一之宮給水管閉塞工事、自動車転回場整備工事でございます。補償補填及び賠償金は、前年度からの繰越した駅前広場用地等の取得に伴う補償でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、下表をご覧ください、寒川駅南口整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は49、50ページ、寒川駅南口整備事業債につきましては、補償補填及び賠償金に充てており、こちらは財政課でまとめて説明したものでございます。

続きまして、決算書は29、30ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、4節土地地区画整理使用料の行政財産使用料5,440円は、寒川駅北口にある事業用地に電柱が設置されており、その電柱の占用に伴う使用料等でございます。

続きまして、決算書は43、44ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、3目財産貸付け収入、1節土地建物貸付け収入の土地賃借料483円は、同北口の普通財産にある電柱の占用に伴う賃借料でございます。

続きまして、同款財産収入、2項財産売払い収入、2目不動産売払い収入、1節不動産売払い収入の土地売払い収入の4,154万9,000円のうち、3,730万円でございますが、寒川駅北口地区土地地区画整理事業区域内で、町所有の土地を売却したものでございます。

続きまして、決算書は45、46ページ、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金の繰越明許費繰越額繰越金1億7,966万2,510円のうち、20万3,447円を寒川駅南口整備事業費の補償補填及び賠償金に充ててございます。

続きまして、決算書は47、48ページ、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、5節土木費雑入の寒川駅土地地区画整理事業清算金83万6,318円は、権利者から施工者に支払っていただく徴収清算金でございます。徴収清算金は、金額に応じ最長5年の分割納付が申出により可能で、7名の方が申出をされ、そのうち、3名の方が完済しておりますので、残り4名分となり、その方たちの令和3年度分の納付額となります。

次に、工事の詳細について、ご説明させていただきます。タブレット資料、5ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費の工事の1番、寒川町一之宮給水管閉塞工事でございます。これは、大山踏切横の用地取得に伴う給水管の撤去を行ったものでございます。

2番、自動車転回場整備工事でございます。これは、寒川駅南口駅前広場用地として一部先行取得した用地を暫定的に整備する工事でございます。本工事につきましては、現場が完成したことに伴い、6月27日に供用開始してございます。

以上が、令和3年度の寒川駅周辺整備事務所が所管いたしました決算内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、拠点づくり部、寒川駅周辺整備事務所の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、会計課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

石川会計管理者兼会計課長。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 皆さん、こんにちは。これより会計課が所管いたします、令和3年度の決算につきまして、私から説明させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

決算書は、55、56ページの上段、2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費でございます。タブレット資料は110番、会計課の2ページをお願いいたします。

こちらは、会計課における事務的経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定されていた会議が書面会議になったことより、執行残となっております。

10節、需用費の印刷製本費につきましては、各課で使用する封筒及び口座振替依頼書の印刷費用で、不用額につきましては、契約に伴う執行残でございます。

11節、役務費につきましては、一部金融機関における公金取次店の変更により、今までの納付書からDVDによるデータでの報告に変更され、そのやり取りに係る郵送料と手数料でございます。なお、年度途中での変更であったため、印刷製本費より全額予算流用しております。

12節、委託料につきましては、税や保険料などの口座振替データ伝送化のための導入費用で、不用額につきましては、契約に伴う執行残でございます。この事業に対する特定財源でございますが、下表の歳入番号1、決算書の45、46ページ、4項雑入の下水道事業事務費負担金334万円で、このうち9,000円を印刷製本費に充てております。

次に、歳入の一般財源でございますが、決算書は43、44ページ上段で、タブレット資料は3ページになります。16款財産収入、2項財産売払い収入、1目物品売払い収入でございます。こちらは決算書1冊分の収入でございます。

続いて、決算書の45、46ページ、中段をご覧ください。20款諸収入、2項1目の町預金利子でございます。会計管理者が保管している町のお金を定期預金にすることによって得られる利子で、6,942円を歳入しております。

以上が、会計課の歳入歳出の決算の状況になります。

続いて、決算書の160ページをお開きください。こちらの160ページから164ページに記載されている物品の状況について、説明をさせていただきます。この表は、令和3年度末において、町が所有する50万円以上の物品をお示ししており、3年度中に増減がありました品目について、ご説明いたします。

160ページにつきましては、表の左側の分類で、一番下の中具類に3つの増がございます。中具類の品目で、上から4番目の冷蔵庫につきましては、昨年の11月に、教育施設給食課が新規に購入し、一之宮小学校、旭小学校、南小学校へそれぞれ1台ずつ、管理替えをしたものでございます。

161ページをお願いいたします。分類で、2番目の事務用機器類でございます。こちらは2つの増がございます。品目の下から2番目、点字プリンターにつきましては、昨年の4月に福祉課が購入したものでございます。次の券面プリントシステム、カードプリンターにつきましては、マイナンバーカード業務用として、町民窓口課が昨年の8月に購入しております。

次の分類の計測機器類につきましては、1つの増と、1つの減がございます。品目の読み取り分類機につきましては、表裏、上下を合わせることなく、読み取りが可能で、選挙管理委員会が昨年8月に購入しております。

1つ飛びまして、FRP、厚さ計及び隙間検知器でございます。こちらは消防予防課が使用していた地下タンクと、それを覆うFRPとの隙間をはかる装置で、老朽化により使用が困難となったため、昨年の4月に廃棄し、減となっております。

分類で、1つ飛びまして、医療用機器類でございます。こちらは、3つの増と5つの減があり、いずれも消防署の物品になります。品目の除細動器につきましては、機器の更新と老朽化が著しく、使用が困難なため廃棄したことによる、1増2減でございます。次の人工呼吸器につきましても、機器の更新と老朽化により、廃棄したことによる1増2減でございます。その次の心電計及び心電図電送装置につきましては、機器の更新による増減でございます。

続いて、162ページをお願いいたします。分類の諸機械類でございます。こちらは、3つの増と5つの減がございます。品目の上から8番目のポンプにつきましては、女性防火クラブで使用していたもので、クラブの解散や機器の老朽化が著しいため、昨年の4月に廃棄し、減となっております。

3つ飛びました救助機械につきましては、心肺蘇生訓練用のマネキンで、老朽化が著しく、修理が難しいため、今年の3月に廃棄し、減となりました。

続いて、品目の下から2番目、交流未停電伝送装置につきましては、新型コロナウイルスワクチンを補完するためのバックアップ電源として、健康づくり課が購入し、町内の医療機関にて使用しております。

次のモニターにつきましては、新型コロナウイルス関連の情報を発信するため、広報戦略課が今年の2月に購入し、本庁舎正面玄関に設置しております。

次の分類の車両類につきましては、3つの増と4つの減がございます。品目の特殊用途自動車につきましては、消防署と第6消防分団のそれぞれ車両1台の更新による入替えと、消防署の車両1台の廃棄により、2増、3減となっております。

163ページをお願いいたします。品目の2番目、軽自動車でございます。平成23年より道路課で使用していました車両を、昨年の11月に廃棄するとともに、今年の1月に新規に車両を購入しております。

続いて、分類の雑器具類になりますが、こちらは1つの減がございます。品番の9番目のボートにつきましては、消防署で使用しておりましたが老朽化が著しく、修理が困難となったため、今年の3月に廃棄し、減となっております。

164ページをお願いいたします。合計でございます。令和2年度末、464件に対し、15件の増、そして、16件の減により、令和3年度末は463件の重要物品を保有している状況でございます。

以上で説明は終わります。審査のほどよろしくをお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

芹澤選挙管理委員会事務局書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和3年度決算のご審査をお願いいたします。

説明につきましては、私、芹澤が行い、質疑につきましては、出席しております職員で対応させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

説明に当たりましては、決算書のほか、タブレットの120、選挙管理委員会事務局をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書は、65から68ページの2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費から説明させていただきます。タブレットの説明資料の5分の2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。こちらの職員給与費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、資料の3ページ、事務局経費につきましては、選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費でございます。報酬は、選挙管理委員の4名、及び、選挙管理委員補充員4名の報酬、報償費は町選挙管理委員会表彰に係る記念品代です。旅費は、職員の会議等への出席に伴う交通費、交際費は委員長の慶弔費でございますが、どちらも執行はありませんでした。

需用費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料、選挙管理委員用のバッチの購入費、役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金補助及び交付金は、湘南地区の4町で組織いたします、湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。こちらの事務局経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの中程、4節、選挙費委託金にございます、在外選挙特別経費委託金は、在外選挙人名簿の登録等の経費に対するもので、全額を在外選挙人事務に係る郵送料に充当しております。

次に、決算書は67、68ページ、2目選挙啓発費に移ります。資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費は、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費でございます。旅費は、職員の大会や会議等への参加旅費でございますが、備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金です。こちらの選挙常時啓発事業費の財源でございますが、特定財源はなく全額一般財源を充てております。

次に、3目衆議院議員選挙費に移らせていただきます。タブレット資料は5ページをご覧ください。衆議院議員選挙経費は、令和3年10月14日に解散し、同月31日に執行されました、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費です。今回の選挙は、衆議院の解散から僅か5日後に公示、17

日後に投開票となり、準備期間が非常に短く、また新型コロナウイルスの感染拡大の不安を抱えながらの執行となりましたが、町民の皆様には、感染対策を取って投票所に足を運んでいただき、50.55%の投票率は、前回は上回る結果となりました。また、関係する皆様には様々な面でご理解、ご協力をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、まず、経費のうち、報酬でございますが、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

職員手当等は、書記の選挙執行事務、事務従事者の期日前投票、投開票事務等に係る時間外勤務手当等でございます。

共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金です。

報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員の出張旅費及び、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。

需用費の消耗品費は選挙事務用物品及び参考図書を購入、食料費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券及び投票所の氏名等掲示の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券等の郵送料、18歳、19歳の投票立会人募集用のはがき購入費、また、投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料などがございます。

委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報、全戸配布委託料、選挙事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及びコンピューターや周辺機器の借上料、備品購入費は、開票の際に使用いたします開票用紙読み取り分類機の表裏判定ユニットを購入した経費でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。衆議院議員選挙経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの中程、4節選挙費委託費にございます衆議院議員総選挙執行経費委託金1,633万6,078円は、衆議院議員総選挙の経費に対するもので、資料上段に記載のとおり、全ての節に記載の額を充当しております。

また、歳入番号2、同じ節にございます、最高裁判所裁判官国民審査委託金4万2,939円は、最高裁判所裁判官国民審査の経費に対するもので、全額を需要費の印刷製本費に充当しております。

以上で、選挙管理委員会事務局所管の令和3年度決算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、監査委員事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

磯崎監査委員事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 こんにちは。それでは、監査委員事務局所管の令和3年度決算につきまして、資料説明は、私、磯崎が、質疑につきましては、松田主事と2人で対応いたしますので、よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

説明に当たりましては、決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

決算書は69、70ページ、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。タブレット資料は130、監査委員事務局の2ページをご覧ください。職員給与費については、職員2名分の給料、職員手当等と共済費でございます。財源については、一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務局事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う事務運営経費でございます。令和3年度は、定期監査を22課等、随時監査として補助金監査を1課、財政援助団体等の監査を3団体、住民監査請求が2件、例月出納検査、そして決算審査、健全化判断比率等審査を行いました。報酬については、識見を有する監査委員と議会選出監査委員の報酬でございます。旅費については、監査委員の費用弁償でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う研修会の中止や書面会議により、執行残となっております。交際費については、香典1件分でございます。需用費については、加除式図書追録代等でございます。負担金補助及び交付金については、神奈川県町村等監査委員協議会及び湘南地区監査委員連合会への負担金でございます。財源については、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 休憩を解いて、会議を再開をいたします。

3日目、本日は委員の皆様をはじめ、出席者のご協力をおもちまして、明るいうちに終わることができました。誠にありがとうございました。

明日、最終日になるのでございますが、21日、総括質疑がございますので、ぜひその準備のほうもよろしくお願をいたしまして、本日は終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

午後3時32分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年11月25日

委員長 天 利 薫